

第七十二回国会 大蔵委員会 議 録 第十六号

昭和四十九年三月八日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君

理事 浜田 幸一君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 耻目君

伊藤宗一郎君

大西 正男君

鴨田 宗一君

小泉純一郎君

野田 毅君

村岡 兼造君

山下 元利君

高沢 寅男君

広瀬 秀吉君

村山 喜一君

小林 政子君

内海 清君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省銀行局長 吉田太郎一君

委員外の出席者

大蔵大臣官房審議官 磯辺 律男君

国税庁直税部長 田邊 昇君

国税庁間税部長 横井 正美君

国税庁徴収部長 熊谷 文雄君

本日の会議に付した案件

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律

第一類第五号

大蔵委員会議録第十六号 昭和四十九年三月八日

案(内閣提出第三三三号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三九号)

○安倍委員長 これより会議を開きます。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。村岡兼造君。

○村岡委員 現在三月十五日、所得税の期限になつておりますけれども、国税庁の方にお尋ねをいたします。

まず最初に、国税庁のほうでは、今冬、新潟、秋田、山形、青森、福島を襲いました豪雪、明治二十三年以来、秋田気象台始まつて以来の豪雪、二メートルから三メートルあるいは四メートル、こういうような状況を知っておりますか。

○熊谷説明員 先般一月以来、二月、三月にかけてまして三回特に大きな豪雪があったと承っておりますが、秋田県のみならず、仙台管内におきましては、かなり大きな被害があったということは承知しております。そういう事態は承知しております。

それを体しまして、庁といたしましては、局に對しまして十分にそれに対する措置につきまして指示をいたしておる次第でございます。

○村岡委員 その概況をかいつまで申し上げますけれども、一月の国鉄の輸送状況について、一月二十日から二月の二十日ごろまで、客車は本線、支線とも全面運休が五日間ほどあった。あとの二十五日間は、長距離優等列車、その他特急、普通ともすべて五〇％程度運休している。通勤列車、通学列車、約その間三〇％程度の運転しかしなかった。同時に、二日間ほど列車の中に乗客が二十四時間とめられた、こういうことが二回ほどあった。貨物列車はこれよりもっとひどく、一月二十六日から三十日まで全面運休。二月十六日に至りまして、ようやく秋田操車場の能力が六〇％まで回復し、一〇〇％回復というのは二月一

日にかかると、こういう状況でございます。

道路は、県で管理する国道、県道百四十九路線中、一月二十七日、二十五路線、百三十九キロが全面不通。二月十五日現在で十二路線、七十六キロが不通。市町村道五千八百二十キロのうち、二月十五日現在で千七百七十四路線、千五百十三キロが不通。バスの状況は、二月一ぱいで県南部で六〇％運休。中央部で四〇％運休。県北部で二〇％運休。孤立集落が七百七十七、約四千人が十日間孤立した。

死傷者が雪のために九人、傷者が二十七人。これは二月十五日現在でございますから、今後どのくらい発生するかまだわかりません。住居の損壊が三百十戸。臨時休校が五百十七校。授業打ち切りが四百八十四校。これは秋田県の場合でございます。

農業災害あるいは中小企業の被害はまことに甚大で、これが救済のために自衛隊の災害派遣出動をお願いし、延べ五千八百九人、県内に自衛隊が出ているわけです。

この前の災害対策特別委員会ではいろいろな対策をお願いいたしまして、国有林の木材代金約七十億円の延納を許可されました。

それから、本県は有数の出かせぎの県でございます。ところが、雪のために家が崩壊をする。この雪おろしをする人がいないということで、各市町村は東京都内の事業所に呼びかけまして、雪お

ろしのために何とか帰省させてくれ、こういうことで打電までしておるわけでございます。

県内の中小企業は、金融でたいへん困つております。一万五百の中小企業があるわけでございます。工場、店舗、建物、設備、製品、商品、これの直接被害のほか、除雪費、操業の短縮あるいは輸送の停滞による売り上げ減で、被害は二月十六日現在、中小企業で約五十億円程度、こういうふうに見込まれております。

こういうような状況で、ついでには、国税庁のほうの問題でございますが、県におきましては、この豪雪に対して各財務事務所が豪雪に対する相談所を設けておる。それから、県税の減免あるいは徴収の猶予、市町村税についてもそういうことをとっておるわけでございますが、国のほうに對しても、県あるいは市町村長からこういうお願いが来ておるのを御存じでございますか。

○熊谷説明員 ただいまお話しのような秋田県を中心とする豪雪に對しまして、そういう事実の認識を十分持ちまして、私どもといたしましては、県庁あるいは市役所からの御要請に応じまして、すでに庁から局に指示をいたしまして、そのための会等も数回やつております。そうして、税務署は何かといつても世帯が非常に広がっておりますので、税務署の職員の一一人がそういう事態を体しまして、そういう課税の減免措置でございまして、納税者の個々の実情を十分把握して、個々の納税者の方々の事情に對処するように指示をいたしております。

なお、重ねて申し上げますが、そういう豪雪地帯におきましては、税務署に出署していただくのはたいへん不便な場合があるかと思つたので、私も継続して納税しておられる方々につきましては把握いたしておりますので、こちらからお電

話で事情等をいろいろ御相談するように配慮いたしておきます。

それから、いまの相談体制でございますけれども、いままた確定申告期でございますので、いわば挙国一体体制をとりまして納税相談をいたしておるわけでございますけれども、署におきましては、そういう県庁等の窓口の体制に即応いたしまして、できるだけそういう専担のものをつくってまいりたいというふうに思っております。

○村岡委員 お答えによれば、そういう措置はとられておるといようなお話でございますけれども、実際の申告期限が迫っております。昨年の一月から十一月ぐらまではよかったのですが、十二月からこの三月一ぱいまでは豪雪で、これからまた相当な融雪災害が予想されるわけでございますけれども、一方、金融の引き締めという状況にありまして、県内の中小企業が税の納付の場合、非常に資金繰りに苦しんでおるわけでございます。たまたま売った金はもうとれない、材料はその場に停滞する、それから生産はとまる、こういうような状況でございます。きょうはまだ中川政務次官が見えられておらないのですが、私も雪国でございますし、例年になく雪でございます。

ところが、風やあるいは水害、こういうものは一ぱんで被害がわかるわけですが、雪の場合は、十二月から四月一ぱい、四カ月間も五カ月もじわじわ来るような災害で、これに対して、国税庁として従来とられた対策でなしに、ひとつ法ばかりでなしに、実情を勘案して徴収猶予あるいは減免の処置をとっていただくことを強く要望しておきたい、こう思っております。

○熊谷説明員 ただいまの先生の御意見の御趣旨を体しまして、私どもとしまして、重ねて局署に指示をいたしたいと思っております。

○村岡委員 国税庁のほうは以上でけっこうでございます。

法人税法の一部を改正する法律案についてですが、今回の改正で、中小法人に対する軽減税率

は、第一に据え置き、それから中小企業に対する適用の範囲を三百万円から大幅に七百万円まで引き上げる、また同族会社の定額控除を五百万円から一千万円に引き上げる、こういうふうなことで、中小法人に対する今回の改正はたいへん私どももありがたいと思っております。ところで、一方、大企業のほうは四〇%に引き上げますが、ところが、これは局長にお伺いいたしますけれども、中小企業というのは、五百万円や七百万円あるいは一千万円という利益をあげるのにはたいへん苦勞する。と申しますのは、はつきり申しますと、五百万円か一千万円ぐらゐの利益をあげないと銀行で信用してくれない。マイナスの決算を出しますと、銀行で金も貸してくれない。商売の信用もない。したがって、そうなりますと、大企業に比べて、利益は出ているのだけれども、給与面というものは非常に劣悪である、あるいは福祉面というものが非常に劣悪である、それから退職金にいたしましても、今回一千万円まで無税ということになりましたけれども、一般の中小企業で、あるいは零細企業で、三十五年つとめまして一千万円出せるという企業は少ないわけでございます。

そういう観点から、私は、今回の据え置きはたいへんけっこうなことでございますが、この一千万あるいは二千万程度の中小企業の利益に対しては、むしろもう少し下げるべきでないか。中小企業の決算内容というものは、大企業に比べて、たいへん劣つておる。こういう観点から、ひとつ今後の考え方を局長からお伺いしたいと思っております。

○高木(文)政府委員 中小企業に対する対策は、最近十年ぐらゐの間、いろいろな角度でとられてまいりました。税制におきましても、たとえば、貸し倒れ引き当て金についての二割増しの制度であるとか、それから取得価額五十万円以上の機械の、新たに取得した場合の割増し特別償却制度であるとかいう形で、比較的簡易な方法で活用できるような制度を漸次くふうをいたしたりしてお

るところでございます。今回の措置によりまして、一つには軽減税率の適用範囲を本年は六百万円、来年は七百万円ということに拡大をいたしました。そういうことと関連をいたしましてかなり配慮はいたしたつもりでございます。

それで、今後の問題についてのお尋ねでございますが、御指摘のような問題があるわけでございますけれども、中小企業の法人税の税負担の問題というのは、個人経営でやっておられる場合の税負担の問題とある程度バランスをとりながら考えなければならぬ。所得税のほうは、御存じのように、累進構造になっております。法人税のほうは比例税率になっておりますので、どこかで、所得税負担と法人税負担がある所得階層のところでクロスポイントができるわけでございます。そこで、単純に法人税だけの問題で処理できませんので、所得税のあり方の問題と関連をしながら考えていかなければならぬわけでございます。

なお、昨年度の租税特別措置法の改正によりまして、個人事業主についていわゆる事業主報酬制度というものをいわず試験的に施行するというところで、五年間の臨時措置としてそういう制度ができたわけでございますが、これはある意味で非常に複雑でございますし、指導体制も徹底しておりません関係もございまして、いまスタートをしたところでございまして、まだ普及に至っておりません。こういった制度の普及がどのように進んでいくかということも関連をいたしまして、個人経営、法人経営を通じてある程度のパランスをとりたいながら、ただいま御指摘のような問題を頭に置いて今後の処理に当たってまいりたいと思っております。

○村岡委員 いま、所得税の問題と法人税の問題もからみ合わせて考慮をしなければならぬ、こういう答弁がありましたけれども、しかし実際に考えてみますと、退職金を一千万出せる中小企業、あるいは五百万出せる中小企業というのは、ほとんどないわけでございます。同時に、中小企業はいわば大企業の犠牲になってやっております。こうい

うふうな関係で、所得税のほうとのパランスをとるために中小企業の法人税だけ考えるのはうまくないというようにことを言われましたが、理論としてはそうでしょうか。けれども、実際に中小企業は、七百万程度利益をあげても、来年度、経済のあれでどうなるか。給料を上げたとしても、福祉をやりたいとしても、来年、再来年のことを考えて、やれない。いま春闘とかいろいろのことしの賃上げで、二〇%とか二五%とか三〇%とかいわれておりますけれども、中小企業というものは、そんなに上げられない、上げれば会社が倒産する、倒産すれば働いている人も元も子もなくなるといような状況で、ストライキもできない、こういうような状況下に置かれておるわけなんです。

したがって、所得税からくる税率のパランスをとるためにという考え方でなく、ひとつ二千万程度の考え方を改めていただきたい。同時に、それに対して、中小企業に対する福祉、中小企業の社長でも何でも、従業員に対して給料を上げた、あるいは福祉を増進したい、ところができない状況である。税制の面からこれらに対してもう一つ御配慮を願いたい、こういうことでございすけれども、いかがでございましょうか。

○高木(文)政府委員 今回の改正の際に、法人税の税率のうちで、資本金一億円未満の法人に適用になりますところの軽減税率の適用範囲を、三百万円から本年は六百万円に上げましたということの持つ意味でございますが、それは計算をやってみますと、地方税と込みになりますので非常にややこしい計算になるのでございすが、所得で千二百万強、もう少し詳しく申しますと、千二百二十八万円というところから以下の方の場合には、総合をいたしまして法人税の税率が上がりませんが、むしろ場合によって下がるということになります。それで、三百万円から六百万円に二八%の適用の幅を拡大をいたしたわけでございすけれども、それは下の二八は固定しておりますので、上のほうは税率は上がりましたが、今度は二八が適用

になる範囲が広がりました結果、三百万円がただ六百万円になったというだけでなくて、所得で千二百二十八万円から以下の方は、何がしかの程度において軽減になるというふうになつておりまして、千二百二十八万円をこえますと、三六・七五の税率が四〇に上がったというこの影響のほうを今度は強く受けてまして、若干増税になつていくというふうになります。

三百万円を六百万円にいたしましたということの意味は、まあどこに基準を求めるとかということでございますけれども、千万円を少し上回る程度の所得であれば、いろいろな法人税全体としては税率を上げなくてもよからう、むしろ税率を上げないほうがよからうという大体的線を千万円強というところに置いたわけでございます。でございますから、何か三百万、六百万といふと、かなり所得の低いほうの法人についてだけ配慮をいたしたような印象を持たれるかもしれませんが、三百万円を六百万円に広げましたということの持ちまざる意味は、千万円超、より正確には千二百万円超の間のところまでは影響がない、それから上は税率を引き上げた、こういうことでございます。

いろいろ御意見はおありかと思ひます。だんだん経済の規模も大きくなつておりますし、取引の規模も大きくなつておりますから、その線の引き方として千万円超ということではなお不十分だといふ御意見かとも思ひますが、私どもといたしましては、今回は、全般的に税率が上がる際でございますので、まずまず千万円というあたりで一つの目安を置けばよろしいのではないかと考えて、御提案申し上げてゐる次第でございます。

なお、しかし、これらにつきましては、いまの計算は、事業税、住民税等を含めまして、法人の所得についてかかる税について全体を見たものでございまして、なお今後起つてまいります問題といたしましては、固定資産税の問題等、所得にかかる税でないもの、こういうものが土地の評価に伴つて漸次負担がふえるというふうな問題がござ

います。これは大法人たると中小法人たるとを問はず問題があるところでございまして、本年から政府の税制調査会の中に特別の部会を設けて法人のあり方について検討しようということになつておりますので、そういう点も含めての問題でございまして、そういう場で法人負担の問題が議論されます際には、御指摘の点もよく頭に置いて検討してまいりたいというふうに考えるわけでございます。

○村岡委員 この中小法人に対する軽減税率、決して悪いと言つてゐるのではありません。ただ、この中小法人のいわゆる内容、大企業に比べてたいへん劣つてゐる。給与面、あるいは福祉面、退職金の面、もうあらゆる面で劣つておりまして、一千万や二千万上げても、中身はもう大企業に比べてたいへんな状況である。しかも、それを出さないとその会社の信用がなくて銀行からも金を借り入れられない、商売するにもたいへんである、こういうような内容をよく今後とも税制調査会あるいは局長のほうで検討せられまして、この中小企業、零細企業に対する税制の考え方と特段と前進していただくことを特に要望しておきたい、こう思つております。

さて、次に所得税法でございますが、今回の改正により、中小所得者の負担の軽減あるいは給与所得者の所得税負担が大幅に軽減される、あるいは税率緩和、退職所得の特別控除、かつてない改正でございますけれども、物価というものが非常に上がつておりまして、改正した点は非常にいいのですが、それだけ国民はまだ感じていない。一方で物価がどんどん上がつてくる。それからまた、給与所得者の納税者が、資料によれば四十八年が千八百九十一万人、四十八年の見込みは二千八百六十七万人にふえてゐる。今回の改正により、四十九年の見込みは二千五百七十四万人、こういうふうになる。こういうふうな状況でございますけれども、過日問題になつてゐるのですが、アメリカは別として、欧米各国に比べて日本は直接税が高過ぎる。間接税の問題がいつも問題

になるわけでございますが、今回、間接税についても多少のパーセンテージが上がつたわけでございますけれども、これらについて何か参議院でも大蔵大臣が発言されたようでございしますが、直接税と間接税の比率の問題、今後またどのようにしていかなければならないのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 直接税と間接税との割合は、現状をまずちよつと御説明をさせていただきますと、その前に戦前の姿では間接税のほうが多かつたわけでございます。よく基準になります昭和九年一十一年には、間接税のほうが一五・五というふうな状態であつたわけでございます。戦後、直接税のほうを中心とする税制に漸次変わつてまいりました。もちろん、これは戦前の中でも戦時に財源を強化するという趣旨でいろいろと直接税が強化されていった過程を経まして、戦後においては、だんだん直接税のウェイトが高まつていったわけでございます。それで、いまから約十年前、昭和三十八年度で見ますと、間接税のほうが一四・二というところであつたわけでございまして、その後約十年の間に、大体年に一割ずつ下がつてまいりました。現在は、大体、間接税が三〇

％ぐらいで直接税が七〇％ということになつてきたわけでございます。ごく最近の状況を申しますと、四十八年度の当初の予算では、少しこまかい数字になりましたが、直接税が六九・六％ということで予算案がきておつたわけでございまして、その後経済の伸びが大きいというふうなことがございまして、そこで、法人税、所得税の増収が見込まれました結果、補正後の四十八年度予算案では直接税が七一・二％になるということで、初めてついに間接税のウェイトが三割を切るというふうな状態までなつていったわけでございます。もし四十九年度におきまして税制改正をいたしませんという状態で、かりに計算をいたしてみますと、さらに直接税のウェイトが高まりまして、七三・九くらいまで直接税が上がつていき、間

接税が二六％台になつてしまふということでございます。今回の所得税のかなり大規模の減税、しかし一面、法人税の増税がございしますが、間接税を多少手直しさせていただくということを通じまして、いまお示ししております案では、直接税の割合が六九・九になる、ほううておきますれば七三・九になるものが、六九・九まで直接税のほうが下がる、つまり、昨年の当初予算のときの六九・六とほぼ並びのところに來るといふような感じでございます。

それで、私どもはやはり税の中では所得税、法人税のようない直接税が基本的な税ではないかといふふうな考えをしております。ヨーロッパ、特にフランスに見られますように、間接税を税の体系の中心に据えるということがいいといふふうには考えておりませんので、現在のうちに所得税、法人税が税の中心を占めるということとよろしいのではないかと考えておりますが、ただ、御存じのように、直接税、特に所得税の場合にはいわば弾力性が大きいといひます。経済が伸びますと、それに伴つて伸びる可能性が大きい。ところが、間接税のほうはなかなか経済の伸びの割合ほどには伸びないという関係がありますので、ほううておきますと、直接税の割合がいまよりもどんどん上がつていくといふことになるわけでございまして、このことは、いま少し必要以上にこまかく御説明いたしました四十八年度から四十九年度へかけての数字の動き、もし制度を変えませんでしたらば起こるであろう数字の動きを見ていただければおわかりいただけるような傾向にあるわけでございます。

そこで、私どもの考え方は、もつとも間接税にウェイトを置いて考えていかなければならぬと思つておりますけれども、その趣旨は、必ずしも直接税のウェイトを引き下げて、さらに間接税のウェイトを高めようといふことまでは考えておりませんので、このまま放置するならばどんどん直接税のウェイトが高まるというのを、そんなに上がないように、いまの三〇・七〇くらいな割

合で推移する程度にしていっただけではないかというふうに考えておるわけでございます。その場合におきましても、なおかつ、相当、毎年直
接税については長期的には減税を考えてまいらなければなりませんし、間接税については、少しず
つではありましようけれども手直しをして、増収をはかることを考えていかなければならないとい
うふうに考えるわけでございます。

とかく一般に、間接税中心主義の税制のほうに切りかえるほうがいいのだというふうに私もが考えているように受け取られがちでございますけれども、そういう意味ではないのでございまして、七対三くらいの水準をなるべく維持していって

たらどうか、それを維持すること自体が、しかし相当困難でございまして、かなり間接税にウエートを置くものの考え方をとつてまいりませうければ、七〇、三〇という関係にはなく、七〇がだんだんさらに高まり、三〇がだんだんさらに低まるということになる可能性を持っているので、いささかそこに力点を置いて、間接税の持つ意味というものを特にもう一ぺん見直してまいりたいということを、いつも強調いたしておるわけでござい
ます。

○村岡委員 いまのお話ですと、税は基本として所得税、法人税を七〇、あるいは間接税を三〇、ほうっておきますと、直接税のほうがほとんどふえてくるから、間接税のほうを手直しし、所得税、法人税というものを緩和していく、こういうお話のようでございますが、これは一%あるいはその程度のものでありますと、所得税、法人税が一兆円あるいは一兆五千億円減税になりましたと、国民の側から見ますと、賃金、物価の上昇でもあまり減税感がわいてこない。

いつでもヨーロッパ關係のほうを引き合いに出されるわけですが、基本的にいうと、これは間接税の比率を高めるというのではなく、それでは直接税は七〇くらいにして、あくまでも基本として間接税は三〇%にしていくというお考えなのか。同様にまた、そうなりますと、いつまでも直接税だ

け幾ら減税になっても重税感が強いという感じがする、あるいは間接税を四〇くらいに上げていこうとする場合に、どういう難点があるのか、どういう問題があるのか、ございましたら、お答えを願いたいと思います。

○高木(文)政府委員 間接税を増徴するということを考えます場合に、考えられる方法といたしましては、現行の制度のままで若干手直しをしていくということが一つございますが、そういう方法でありますならば、村岡委員が御指摘のような四〇〇というような率にはとてもなかなかならない、相当急激な大增税でもなければ、なかなか四〇〇という率にはならないというように思います。

現行の日本の間接税の最大の特徴は個別消費税という形をとってございまして、いわゆる一般消費税という形をとっていない。何を一般消費税といふかと申しますと、売り上げ税とかあるいは取引高税とか付加価値税というふうに、一般的に取引に対して何らかの形で間接税体系をつくるというのを、私どものことばで一般消費税と呼んでおります。それに対して、現在のように、物品税であるとか酒税であるとかあるいはガソリン税であるとかいふように、個別の品物に着目をして、あるいは有価証券取引税や印紙税のように、個別の流通形態に着目をしてのみ課税をしている形を、個別消費税の方式と呼んでおります。個別消費税の方式をとっております限りにおきましては、なかなか簡単に間接税を大幅にふやすということにはならない。

そこで、もし村岡委員のおっしゃるように、間接税のウエートを高める必要があるということであるならば、やはり一般消費税方式というものに着目をしていかなければならないと思うわけでありますが、税の制度というものは、やはりその国の歴史なりあるいは国民感情なりというものを十分くみ取った上で考えなければならぬわけでございまして、ヨーロッパにおいてはきわめて自然形で一般消費税が行なわれておりますけれども、これはそれぞれ少なくとも五十年以上の歴史

をもって積み上げてきて、今日の形になったわけ
でございます。

わが国の場合には、かつて一般消費税的なものがたまたま二年だけ戦後にあった時代がございましたけれども、これがうまくいきませんでした。例の取引引税が、やや政府のものの考え方も性急であつたというようなこともありまして、うまくいきませんでしたというようなくない思い出を持っておりますというようない関係もございまして、なかなか一般消費税が受け入れがたい土壌にあるといわざるを得ないのでございます。そのことを考えますならばやはり一般消費税は遠い将来の問題としては十分考えなければならぬ問題であり、か

たがた税の制度というものは、最近の国際交流の緊密化に伴ひましてだんだん国際的に均一化していくという傾向もございますので、そういう意味から申しますと、一般消費税について将来の問題としてはどうしても考える必要があると思ひますけれども、それには時間をかけて、広く国民の理解を求めていくことが必要でございますして、性急に一般消費税に移ることはむずかしい。そうなりまして、御指摘のように、四〇〇程度にまで間接税を取を引き上げる、直接税を軽減するということとは、言うべくしてなかなかむずかしいというのが今日の現状であるというふうに私どもは考えておるのでございます。

○村岡委員　直接税、間接税の問題で、わが国は個別消費税を取って、一般消費税をかけるためにはたいへんいろいろな難点もあるということですが、しかし、現在の体系をとっている限り、なかなか所得税、法人税を軽減しても、大企業の法人税は別といたしまして、国民の間に減税感がわいてこない。したがって、このことは税制調査会で今後の問題として、あるいは大蔵大臣も発言されておると思いますけれども、こういう直接税である所得税あるいは中小企業の法人税の問題からひとつ今後とも十分に考えていただきまして、私の言った四〇％というのは例でございます、少しでもそちらのほうにウエートを移して、ひと

つ減税の効果があらわれてくるような方策にしていっていただきたい、こう思うわけでございます。

同時に、今度は租税特別措置法でございすけれども、法人税関係の配当軽減税率の引き上げ、あるいは自動車関保諸税の税率の引き上げ等、こういうことが行なわれたわけでございすが、この点に關し揮発油税及び地方道路路税の引き上げにより揮発油の小売り価格に占める税負担の割合はどの程度になるのか、これを過去との比較、あるいは諸外国との比較から見た場合どう考えているか、この点をお答え願ひたいと思ひます。

○高木(文)政府委員　ガソリンの中に占める税負担の割合の問題でございますが、まず、わが国の数字を最初に申し上げます。現行の制度、揮発油税と地方道路税を合わせましてリットル当たり二十八円七十銭でございますけれども、この二十八円七十銭がきまりましたのは昭和三十九年でございます。当時の小売り価格は、統計によりますと、四十五円七十八銭でございますので、現行制度が定まりました三十九年度におきましますところの小売り価格中に税の占める割合は、六二・七％でございます。

〔委員長退席、松本(十)委員長代理着席〕
その後、二十八円七十銭はずつと固定をいたしております。小売り価格のほうは若干ずつ変動いたしておりまして、最近の大きな変動は別といたしまして、わずかながら上がってきております。

そこで、四十五年の六月をとってみますと、ただいま申しました六二・七が六一・二に下がっております。一年たちました四十六年六月には、六一・二からさらに五七・〇に下がりました。四十七年六月には五六・六に下がりました。昨年の六月にはすでに今日の気配がありまして、小売り価格が急激に上がり始めました関係で、昨年の六月当時のガソリンの価格は五十五円四十八銭と出ておりますが、その関係で、ガソリン税の負担割合は五一・四にさらに下がったわけでございます。昨年の十二月に、御存じのように、ガソリンの

値段が急に上がりまして、大体八十円ぐらゐに
りました。昨年の十二月現在では、ガソリンのほ
うが八十円で、ガソリン税のほうは相変らず二
十八円七十銭でございますので、三五・九%ま
で下がってまいりました。急激にガソリン税負担
割合は下がった、これは税は固定しておるわけ
でございますので、小売り価格が上がったから結
果的に率は下がった、こういうことでございま
す。

そこで、これからどうなるかということにつ
きましては、けさほどの新聞等でも出ておりま
すように、ガソリンの値段がだいぶ上がるよう
でございますので、どういふふうに移すかわか
ぬのでございませうけれども、実は一つの数字と
いたしまして、これは現時点ではちよつと見方が
低いかもしれませんが、ガソリンの値段を八十六
円ぐらゐに見まして、それから税のほうは今度
の上昇を見まして、いままでの二十八円七十銭が
四十四円五十銭に上がりますというを見ました
場合に、大体四〇%ぐらゐになるというを想定
しておたのでございませうけれども、その後、こ
こ一カ月ぐらゐの間に、御提案を申し上げるこ
ろには大体このぐらゐの感じでおたわけござ
いませう、さらにガソリンの値段が上がるよう
でございますので、ガソリン税負担率は四〇%を
切るであらうというふうに思われます。

諸外国の状況はどうかということございま
す、これも各国ともガソリンのほうの値段も動
いておりまして、各国とも、わが国の場合と同
じように、ガソリン税の増税の計画が立てられ
ております。そういう関係で、多少数字がまち
まちでございます。私どもが持っております資料
では、アメリカが大体三〇%、これはアメリカは
自分が産油国でございますから比較的低いわけ
でございます。イギリスが六五%、西ドイツが七
〇%、フランスが六八%、こういう感じござい
まして、まだいろいろの国を調べてみましても、
自分の国で油が出ません国の中では、日本はガ
ソリン税が極めて低い国のほうに入っております。

○村岡委員 石油の産出国では、消費国が高率課

税をしていから産油国としても値上げをせざる
を得ないのだ、こういうようなことを言っている
ように聞いておりますが、そうだといたします
と、今回の改正は、日本の税制上の問題はともか
くいたしまして、資源対策の面で問題がなか
るか、この点に關してどうお考えになりますか。
○高木(文)政府委員 その点は今回の改正に際
しまして、非常に神経を使つた点でございます。

しばしば産油国サイドから、産油国の取り分が多
くなることについて非難するのであれば、消費
国のほうの負担を、まず政府の取り分を減らす
べきではないかという意見があるというような
ことが外電等を通じて伝えられて、いろいろ検
討してみたわけでございますが、大体ヨーロッパ
の先進国では、原油一バレル当たりの政府の取
り分と申しますか税負担は、十ドルをこえてお
ります。イギリスとかフランスとか西ドイツ、
イタリアというようなヨーロッパにおける非
産油国の政府取り分は、平均しますと十ドル
以上になっております。それに対してわが国の
税負担は、原油一バレル当たり三ドル程度
でございます。

したがしまして、ヨーロッパにおきまして十
ドルという水準と、わが国におきまして三
ドルという水準を比べると、極度に低いわけ
であります。今回若干の揮発油税につきま
しての値上げが行なわれたといたしまして、
この非産油国のよその国と比べて問題になら
ない水準であるというふうに考えられます。私
どもは産油国からその点に關して非難が寄せ
られるのは当たらぬというふうに考えてお
ります。

先般来、しばしば産油国の関係の閣僚等が見
えまして、しばしば必要があれば、そういう反
駁なり説明をするということ、政府内部で意見
の統一ができておりますが、今日までのところ
では、最近各国から見えた産油国の閣僚から
その点について特に日本を名ざして非難があ
つたという例はないように聞いております。

○村岡委員 時間も迫つてまいりましたので、一

括して質問をいたします。

税制調査会の答申に、社会保険診療報酬課税
の特例の是正について、特別部会を設けて検討
を進めており、別途答申するというような意見
が出ておりますけれども、四十八年度は八百
八十億円の減収、これに対して今後どのように
考えているか。

それから、交際費課税。これは損金不算入を千
分の二・五から今回千分の一に引き上げる。交
際費は一年に約一兆三千億円で使われてお
る。これは今後、実際に税収入面でどうな
っていくのか。また、この交際費の課税とい
うものは、これでいいのかどうかというよう
な考え方。

あるいはまた、広告宣伝費が昭和四十二年は
四千五百億円、四十七年は約九千億円近い
。いろいろなテレビやあるいは新聞、雑誌、あ
らゆる広告宣伝が相当なされておるわけござ
いませう、なされればなされるほどその広告
料というものは原価に入つてきて、それが物
価というものは占めてくるわけですから、廣
告宣伝費について、たとえば税金をかける
とかかけないとかというふうなお話もあつた
わけですが、この考え方についてお答えを
願いたい。

○高木(文)政府委員 まず社会保険診療報酬
でございますが、これは先般、山中委員の御
質問にもお答えいたしましたとおり、ことし
の十月初めに現在の税制調査会の委員の任
期が切れるということもございまして、二年
ほど前から、かなり一生懸命いろいろな角
度からこの問題を特別部会で審議していただ
いた関係もございまして、少なくともどんな
におきましても、この現在の税制調査会
の委員の任期中には、かなり具体的な案を
出していただきたいということ、税制調査
会におきまして願ひをいたしております。

税制調査会のほうもその心組んでおられ
ますが、事が事でありまして、きわめて慎重
に考えておられるということであるかと思
つております。

交際費の問題につきましては、四十八年度に
約千八百億円のいわば増収になっておるわけ
でございます。

ます。なお、四十七年の交際費支出は一兆
三千二百億というところでございました。その
うち、私どもの考えでは、交際費は会社から
支出されるわけでございますから、本来損金
である。しかし、一定の限度を越えた交際費
は、その損金を税法上否認しておるわけ
でございますが、その損金不算入額が、ただ
いま申しました一兆三千二百五十五億の
交際費支出のうち、三千六百三十九億とい
うことになっております。全体の中で二七・
五%が損金にならないということになって
おるわけでございます。これは四十七年実績
でございますから、四十八年から損金否認割
合を御承知のように七〇から七五に上げ
ましたので、この二七・五という率はさら
に高まってくるものと思ひます。今回御
審議をお願いしております改正案では、さら
に資本基準を低くすることによって損金不算
入額が小さくなりますから、したがって、不
算入割合は大きくなる、否認割合が大きくな
るということになるかと思ひます。

なお、これでも十分ではないかという御
意見は各方面から承つております。そういた
しますと、問題は不算入基準の四百万円とい
うのが大きい、問題は不算入基準の四百万円
という問題が一つ、それから七五といふ
否認割合が低いかどうかということが一つ、
その二つが問題になるわけでございますが、
四百万円は確かに中小企業でも大企業でも
四百万円一律でございますので、小規模の
企業にとりましては、若干四百万円という
定額は高過ぎるという傾向にあることは事
実でございます。一方において、四百万円
というのは長い間定額で固定しておりま
すわけですから、定額というのは貨幣価値
の変動に伴つて意味がだんだん小さくなる
わけでありまして、それをさらに狭めること
がいかにどうかという問題が一つあり、そ
れから七五の否認割合のほうは、いろいろと
立場立場によつて見解が違つてございま
すけれども、私どもは、本来、交際費は会
社から外に出でしやうという意味で損金
であることは間違いないのでございまして、
その否認割合をあまりにも高くするこ

とについては、理屈の上からいって非常に疑問を持っておるわけでございます。国民感情といいますか、一般感覚といえますか、そういうものからすれば、いろいろな企業がむだに交際費を使っておるということからいいますと、もっと高い率で否認をしてもいいじゃないかということとはわかるのでございませうけれども、しかし、実は税務行政の第一線の執行の状況等とも勘案して考えますと、交際費の否認割合が高まっておりますと、どうしてもいろいろ申告と調査との間のトラブルが高まってしまうようなこともございまして、私どもとしては、七五という率はかなり目一杯に近い率ではないかと思っております。

広告費につきましては、いろいろ御意見がございまして、これは何か少し抑制をすべきではないか。特に最近の消費需要抑制という見地からいたしますならば、広告費のようにどんな物の消費を促進することに役立つ経費については、何らかの抑制が行なわれていくべきではないかということであつたわけでございますが、いろいろの販売手段の中で、新聞とかテレビとかいうことを通ずる販路の拡大ということのほか、他にいろいろの方法による販路の拡大方法がございまして、そのいろいろの物を売るための販路の拡大の手段の中で、特に広告費、宣伝費というものが悪いものであるということの判定づけをすることがよろしいかどうかということには問題がありますと、実は石油問題との関連で、むしろ電力節約とかそういう見地からも広告費を抑えてはどうかという御主張が与野党を通じて非常にあつたわけでございますけれども、また反面、現実問題として、新聞の紙の割り当てが減つたというふうなことであるとか、テレビの放映時間が少しいふことであるとか、それからネオンに対する電力制限というところを通じて、現実ですでに広告の抑制が税以外の方法でも進んでいるということもございまして、本来的に税で広告を抑制していくということには、テクニカルに相当無理があることも基本的にごさいますので、現在、紙の割り当てと

か、そういういろいろな他の方法で現実に広告の抑制が進んでいる現段階においては、しばしば見送つてどうかということになつたわけでございます。

税制調査会におきましても、いろいろなことを論じました上に、最後に、「なお引続き具体的な検討を加える必要がある」という結論を出しておるわけでございます。広告費課税は適当でないとか、やめたとか、やらぬほうがいいとかいうことではなくて、なお具体的に検討してみることがあるという程度の答申になつておるわけでございます。

○村岡委員 広告宣伝費あるいは交際費の課税について御意見を伺つたわけでございますが、私から先ほどから一貫して言うのは、いずれの問題についても、中小企業というものが非常に悪い状況にある。中小企業なんというものはほとんど広告もできない状況にある。大企業のほうはほとんど宣伝をして、それを物価に入れてやつておる。それから、交際費課税にも損金不算入制度というものがあつた。それからまた、税制調査会においても、特別措置法というものは弾力的に改廃をはかるべきであるという意見が毎年出されておるけれども、何らこれについて明確なあれがない。

中川政務次官が出席されましたので、時間も参りましたけれども、先ほど私が第一点にお願いたしましたことは、今回の新潟やあるいは福島、山形、秋田、青森あるいは北海道、こういう地帯を襲つた豪雪に対する税の減免あるいは徴収の猶予、先ほど国税庁からお考えも聞きましたけれども、ひとつ特段の御配慮をお願いしたい。じつとわ来る災害、これをいままで国はある程度ほうっておいたのではない。六カ月も経済活動が停滞をし、金融面、あらゆる面でいわば穴蔵の生活をしておる状況、これをひとつ国のほうでも非常に今後力こぶを入れて、税制の面からも対処していただきたい。

もう一点は、中小企業の税の軽減が今回はかられたことにはたいへん感謝をいたしますけれども

も、中小企業の経営の内容なんというものは、七百万円か一千万円の所得をあげても——先ほども申しましたが、実はこの利益をあげるために何とか銀行から借金も受けられる、信用もつく。したがって、七百万円か一千万円程度の利益をあげたぐらいでは、給料面、福祉面、退職金、そういうものを縮めてやつていかなきゃいけないというふうな状況なんで、中小企業に対する今後の税の軽減、この二点を特にお願いをいたしまして質問を終わりたい、こう思います。

○中川政府委員 御趣旨はごもっともであり、特に北海道は、私の選挙区ですが、豪雪の被害は北見方面でもたいへんであります。東北、北陸方面の豪雪もことしはたいへんようございまして、執行面を通じてできるだけの措置をしたい。

また、中小企業対策については御指摘のとおりでございます。広告税なども中小企業対策上の問題だと指摘された点は、私もかねがね考えておつたところございまして、先ほど局長が答弁いたしましたように、今後慎重に検討して善処してまいりたいと考えております。

○村岡委員 以上で終わります。

○松本(十)委員 長代理 塚田庄平君。

○塚田委員 まず銀行局に、少額貯蓄のいわゆるマル優制度と称して利子についての非課税の制度があるわけで、今度この金額も上がつてきておりますが、この扱いについて、私ども調べた範囲ではたいへん思ひにくいことも起きておりますので、ちょっと御質問をしたいと思ひます。

この少額貯蓄の非課税ですが、これは税務署で一体的にどのようにならうと進めておるか。と申しますのは、これは今度一人三百万ですかに上がるわけですね。いままで百五十万にきめられていたわけですが、高所得者は幾つにも細分して、そして各銀行へ、あるいはそれぞれ方面を変えて非課税申告をするという事態等も出てきておりますので、これを一体どういう機構でどういふふうなチェックをしているかということについて伺いたい。これは国税の関係ですね。

○田邊説明員 ただいまお話のございました少額貯蓄非課税制度は、この制度が新しくできました昭和三十八年からもう十年ほどたつておるわけでございますが、ただいま御指摘のような問題もございまして、それからまた、税務署に提出されております利用者、これは制度的には非課税貯蓄申告書の枚数でわかるわけでございますが、それが現在、一億三千万枚をこえているわけでございます。このようにたいへん膨大な数の申告書が提出されておりますので、国税当局がその全部にわたつて悉皆調査することはおよそ不可能でございます。

そこで、適宜金融機関に臨場いたしまして調査をするなり、また調査だけではその効果を期待できませんので、源泉徴収事務につきましても指導を実施いたしまして、御指摘の問題の、具体的にまず第一が限度額をオーバーしておるもの、そういう貯蓄は税制上の非課税の取り扱いができないわけでございます。それからさらには、実際の納税者でない方の名前を使つておられる、架空の名義などによる不正もございまして、こういうような問題点を是正するように、鋭意努力しているわけでございます。

○塚田委員 いまの答弁の中で、金融機関にも調査を進めるようにということですが、金融機関が本人であるかどうかということについて調査するには、これはたとえばいろいろな証憑書類——顔を見知つてはつきりしておるというものは別ですが、これも、この申し込み書を銀行段階でチェックするものとしては、実際その住所における本人であるかどうかについては年金の通帳とか、あるいはまた確実な郵便物等八項目にわたつていろいろ証憑書類を見て確かめるというふうな手だてはあるのですけれども、はたして本人が架空名義か——これが一番多いのだらうと思うのですけれども、架空名義でどこそこへやつておるかどうかということとは、いま銀行に依頼しておつしやいますけれども、これは銀行の能力ではたしてできる筋合いのものかどうかということなんです。つまり、何

千枚、何千万枚集まってくる、これは税務署ではとてもできない、まず銀行でというよりなやり方で、銀行でもこれはわからぬと思うのですよ。それからまた、実際、権限が国税庁と違っていないのですから、その点は一体どういうことになるのか、もう一ぺん答弁してください。

○田邊説明員 この少額貯蓄非課税制度が具体的に適用される場合には、まず預金者が銀行に非課税貯蓄申告書というものを提出しなければならぬことになるのでございます。その段階で金融機関は、これは格別税の問題と申ししますこともさることながら、当然、銀行業務の預金の受け入れでございまして、その住所、氏名の確認をされるわけでございますが、お話にもございますように、仮名で申告される場合のケース、これは受理してはいけないという法律の規定がございまして、それから、具体的に預金契約をされる場合は、またそのつど、その方が先に提出された申告書の名前と同じであるかどうかというのを照合しなければならぬという規定にもなっております。これはいまお話しのように、いろいろな通帳とか手帳などによって確認されるわけでございますが、やはり制度の正しい執行が行なわれるためには、銀行側と税務官庁が相互に協力して、この制度を正しく運用しなければならぬというところが前提になっておるわけでございます。

○塚田委員 どうもさっぱり答弁がわからぬですが、たとえば、塚田庄平は第一勧銀に百五十万、富士銀行に百五十万、拓銀に百五十万、合わせて四百五十万、三つに分割した。だれが調べるのですか。どこでつかむのですか。

○田邊説明員 お話しの点は二つの問題がございまして、いま私が申し上げましたのは、あるAという銀行のその店舗の中の預金者の確認の問題でございます。それから、店舗が幾つかにまたがる場合、銀行が幾つかにまたがる場合、これは非課税貯蓄の種類が幾つかある場合でございます。これは先ほど私が御説明いたしましたように、ちよつと技術的なことになって恐縮でございます。

が、一番最初の段階で預金者から非課税貯蓄申告書というものが金融機関に出されますと、これには一定の限度、預入限度が記載されておりますが、それは金融機関の所在地の税務署長に対して翌月十日までに提出されることになっております。この提出されました申告書は、各納税者の税務署へ移送されます。そこで、全国から各納税者の税務署へ移送されましたそれぞれの種類の非課税貯蓄申告書は、税務当局が名寄せいたしましたし、もしお話しのような点の不備がございすれば、是正するというような仕組みになっております。

○塚田委員 そこで、これは率直に言つてほしいのですが、先ほど一億三千万枚と言いましたね。いま一体それを精査する体制に税務署はあるのかどうか。一億三千万枚一々これを照合しなければならぬわけですよ。そういう体制があるかどうか、そして実際にやり切つておるかどうかが、

○田邊説明員 約十年間で累積したものが一億三千万枚をこえておりました、たいへん膨大な数字でございます。したがって、率直に申し上げまして、その名寄せにつきましては執行官庁が完全なる責任を果たすことは非常にむずかしいと思ひます。ただ、われわれが税務の調査をいたしますのは、すべて悉皆的に調査するというわけではございせんので、たとえばサンプリングとか、ある地域を限るとか、ある年度を区切つてというふうな方法で調査を行なつておるわけでございまして、一番最初に申し上げましたように、この制度は、やはり貯金者、預金者と金融機関、さらにそれを取り巻く税務官庁、この三者がそれぞれの相互信頼のもとに仕組みられて、また運用されているというふうな理解されるわけでございまして、税務官庁の監督が悉皆的に行なわれ得るかどうか、またはこの監督の程度いかんによらず、この制度の運用が望ましい方向にいくことを期待するといふふうにお答え申し上げたいと思ひます。

○塚田委員 いま完全には行ない切れない。そこで、一つは、これで税務署員はたいへんなオーバー労働になつておる面があるわけですよ。毎日夜勤しながらやつておる。そこで、まず第一に体制を整える。つまり、この種の業務につく税務署員の人数をふやしていく。そうでなければ、結局、銀行にたいへんな負担をかけていくわけですよ。たとえば、五年、六年たつてこれは不適格だ、だめだ、だから税金を追徴しないといつてきて、銀行では、もう五年、六年たつと、解約あるいは住所不明といふですか、何べんも転動してなかなか見つからぬ、こういうような点があつて、これまた銀行員は、この処理にたいへんな手間をかけるわけです。

そこで、税務署はまず人員をふやしてその処理に万全を期すと同時に、これは高木さん、基本的には、マル優制度も金額を上げましたけれども、もう少し上げて、こういう手数料をできるだけ省くような方法ができないものか。つまり、個人貯蓄が二百万、二百五十万と平均して上がつていくのですから、これを五百万から五百万という点にまで上げて、そしてそういう手数料をできるだけ、たとえば半減するといふようなことも考えられますし、あるいは少なくとも割り増しつき貯金よりもむしろ、過剰流動性の吸収といふですか、貯蓄を奨励する、集めるというふうな面では、非課税のほうがずっと効果があるのではないか、こう思ふのですが、どうでしょう。

○高木(文)政府委員 今回、非課税貯蓄の限度額を、各種の制度につきまして百五十万円から三百万円まで引き上げるといふ制度の改正をお願いいたします。つきましては、ただいま御指摘の点は、実は相当研究をいたしたわけでございまして、問題は二つございまして、一つは、改正後の数字で申し上げますが、三百万という場合に、その三百万円はAならAという方が貯蓄をした全店舗を通じて、先ほど例としてあげられましたABCの銀行のすべての店舗を通じて三百万円という約束でございます。

〔松本(十)委員長代理退席、委員長着席〕ところが、全店舗を通じて三百万円をこえていくかいないかということは、これは御本人が銀行の窓口に見えたときに、銀行のほうから、他の店舗に預けておられる金額が幾らになっているか、同店舗にお預け願ふ金額が幾らであるか、合計して三百万円をこえるかこえないかといふことを一応チェックするたてまえになっておるのですが、預金者が他に預金を持つておるといふ事実を秘匿されますと、銀行のほうではそれはわからないといふことになっておりますので、それではどうもぐあいが悪いからといふことで、何らかの方法でこのチェックをする方法はないか。

たとえば、昨日社会党の広瀬先生からの御質問の中にありましたように、健康保険証を活用して、二重三重にそういう預金の設定が行なわれないようにチェックができないかといふことを研究いたしました。これは、実は銀行側でも、先ほど来塚田委員が御指摘のように、非常にこの問題でトラブルが起こつておるものから、そろそろ何とかしなければならぬといふことで、銀行サイドからもチェックの方法をくふうしたいといふことで、むしろ銀行サイドとしても積極的にそういう方法を税の上でとつたらどうかということがありまして、

また、税務署におきましても、ただいま御指摘のように、非常にいろんな意味で労働過重になりますし、また労働過重と申ししても、ある程度の調査をいたすにいたしても、果てしないこととございまして、徹底した調査ができないという事情もありまして、そこで何とか根元のほうでチェックする方法はないか、チェックができれば、塚田委員御指摘のように、多少限度を思い切つて上げていいのじゃないか、チェックができないうままで限度を上げますと、非常に大口の方で悪意を持ってやられますと、利子については実行上全部非課税になつてしまふといふことになりまして、それはぐあいが悪いものでございまして、から、チェックができるというのを片一方において仕組みながら、片一方においてちよつと切つて上げてしまふこととしたらどうかといふことで、だいたひ検討いたしましたのでございますが、実は

また別にネットがございました。

それは郵便貯金のほうで、郵便貯金では銀行におきましますように貯金通帳によって預金のあり高を確認するといふ貯金方式よりは、小口の債券を売っていくという方法で行なわれる貯蓄のほうに圧倒的にボリュームが多いわけでございます。預金通帳方式でできますのであれば、最初に通帳を設定する際に何らかの方法で確認をいたしまして、たとえばきのう御指摘のような保険証書みたいなもので確認をしておけば、まあその乱用は起こらぬということになるわけでございます。

つまり、その店舗とおつき合いの始まる一回目のときだけに確認すればいいのですからそれでよろしいわけですが、郵便局のほうは通帳方式でなく、債券売却方式によるもののほうが圧倒的に多いのですから、そうしますと、言ってみれば、貯金のつど保険証書の提示を求めたり、それに預入額を何らかの形で記入したりということになってきてまして、現在の証券方式によるところの貯金方式、郵貯事業の主体であるところのもの、これを実態的にはやめなければいかぬ。郵政省の貯金方式のほうも金融機関と同じように通帳方式に切りかえていくことにできないことには、うまく動かないということになってまいりました。

そういう事情になりました、相当一生懸命各方面、各機関と昨年の夏以来交渉をいたしてまいったのでございますけれども、申しわけございませうけれども、ついに名案を発見するに至らずというところで、今回の改正にあたりましては、非課税貯蓄の限度額確認方式を、従来方式から変更するという方法が見つかりませんでした。そのことがありまして、それであれば、御指摘のように、あまりに限度額を上げますと、今度は高額資産家に何口にも分けられますと何ともならぬということになりますので、やはり億病にならざるを得ない。現在のやり方でも、マル優が三百万、郵政が三百万、別ク国債が三百万、これだけで一人九百万でございますし、それに財形貯蓄を加えますと五百万それに乗りますので、まあそういうふう

うまく分散をして貯蓄をされるという方もないとは思いますが、それを使うと千四百万まで非課税になる、こういう額でございますので、この千四百万という額は、ある意味からいいますとかなり大きな額になってくるのではないかと、いうこともありまして、まあまあ御指摘のような問題はありますけれども、百五十万を三百万にする、倍にするといふことはかなりの拡大であるといふことで、残念ながら基本的改正ができないまま終わつたということでございます。

この点は、われわれ税の制度を扱います主税局の責任でございます、今後とも金融機関なり、さらには郵政当局なりと何らかの新しい方法を発見するように努力は続けてまいりたいと思ひますが、たとえば明年どうするとか、二、三年のうちにどうするとかいうような簡単な問題ではないようでございます、何らかの方法で基本的に改善をはかりまさんと、課税の公平という意味において問題がありますし、金融機関及び税務署の業務の問題もございまして、じんぜん放置はできない問題だといふことは承知をいたしております。

○塚田委員 国税当局と銀行との関係ですけれども、私も調べたり聞いていた範囲では、払い戻しの税金ですね、いろいろ取れないというので、銀行が一括して、たとえば一支店年間二十ないし三十万、それをむしろ税務署の方が強要している。あまり多くても困るし、あまり少なくても困る、まあ一支店二十ないし三十万つかみで持っているといふところ、おそらくこれは、一行にすれば一千数百万あるいは二千数百万のぼつてくるのではないかと、どうもそれができない、そうかといつて幾らか実績をあげなければならぬ、多くてもだめだからまあ二十ないし三十万、しかし、これでも一行にするとたいへんなあれなんです。局長、そういう実態を知っていますか。

○吉田(太)政府委員 金融機関と税務当局の間で紛争といひますと大げさですが、ある問題でございます。一つには、金融機関自身の手落ちで

起こつた部分といふのもかなり中に入つておるようでございます。先ほど御指摘のようなことでほんとうに確認しているかどうかといふことについては、たとえば金融機関は、預金を受けたときには、ありがたうございましてという手紙を出すようにやつております。それが先方に着かない場合には架空名義であるといふような形でやり方も指導しており、それにいたしまして、実際問題としてはなかなか確認できないという問題があります。

預金者の方がいなくなつたといふ相手方の事情によります場合と、それから金融機関自身でやはりもう少し慎重に調べるべきであつた、あるいは手続を厳正にすべきであつたといふ部分が混在しております、常に国税庁と私ども一緒になつていろいろ御相談をしておるといふような問題でございます、御指摘のような問題があるといふことは承知しております。

○塚田委員 最後に、これは要望といふか希望として、その点は非常にオーバーになつていふことも事実ですけれども、反面、また国税庁のほうでは、国民番号といふか、いま健康保険手帳といひましたか、そういうことで、べたべたみんなに判を押して、あらゆる書類をコンピュータで処理するなんといふようなことのないように、これはひとつ私どものきつ意見として申し上げますが、しかし、事務的にそういう複雑なことで、銀行は、夜の十時、十一時までこの処理に毎日かかつておるといふような事態なんですね。だから、その辺は国税庁のほうでも十分人をふやして、いやしくも銀行の従業員に迷惑をかけるようなことのないように注意していただきたい、これは希望です。

さて、今度、税制三法の改正がありました、特にこの際、法人税と特別措置についてお伺いしたいと思ひます。今度の改正をした基本的な目標といふか、方向といふか、あるいは意図といふか、その辺についてまず局長のほうから御答弁願ひたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 戦後のわが国の経済復興政策といひましては、まず第一に、焼け野原から立ち直るといふ時代から国際社会に乗り出すといふ時代を通じて、産業の競争力を強めるといふ政策がとられてきたわけでございます。それは、税制におきましても、金融におきましても、その他の面におきましても、いろいろとられたわけでございますが、税制におきましては、意識するとならないとかわからず、やはり法人税率のきめ方なり課税標準のきめ方なりと申しますものは、具体的には租税特別措置法のあり方なりを通じて、産業にかなり配慮を加えた税制がとられてきたわけでございます。

これは、しかし、今日のように日本の経済がかなりの競争力を持つに至りました段階におきましては、この辺で終止符を打つていひますか、転換をはからなければならぬ時代が来たと思はれるわけでございます、昭和四十五年度に三五%の法人税率がその五%だけ加算されることになりました。当時から、その後四十八年度までにかけて、当委員会の御審議等の関係もあり、いろいろと租税特別措置の整理合理化を特に産業を中心に進められてきたわけでございますけれども、なお現行制度のもとにおきましては、諸外国の場合に比しまして、法人税負担は低いのではないかと、いふふうに考えられます。

そのことは、昭和四十六年の八月に行なわれした税制調査会の長期答申におきましても、明確に示されているところでございますが、この長期答申が出されるのにつぎましては、かなり各界の専門家の方に、税制調査会の委員以外に専門委員として審議に参加していただき、そして研究の結果、そういう結論に到達したわけでございます。以来、税制調査会等からも、すみやかに税負担をまず国際水準並みにすべきであるといふことで、法人になお税負担を求めてはどうかといふ意見が出てきたわけでございます。しかしながら、時たまたま通貨の改定問題に当たつておりました。四十六年の八月の答申のわづ

か二週間後に、いわゆるニクソンショックという
ようなことが起こりました。そこで、戦後ずっと
続いてまいりました三百六十円水準というものを
続けていくことができなくなりまして、それがわ
が国産業に与える影響が非常に大きい、企業がつ
ぶれるのではないかとというような問題が起って
まいりましたために、当時そのことを心配をいた
しまして、見送ったわけでございます。しかし、
スミソニアン体制後、また昨年の春の三百八円ベ
ースからの離脱を経験しても、なおわが国の産業
は相当強靱な国際競争力を持っているということ
も証明されましたので、この際、国際水準に合
すべきであるというふうに踏み切ることにいたし
たのでございます。

その国際水準というのはどういうことかとい
いますと、法人税と地方税、これは道府県民税、市
町村民税、事業税、いづれにいたしましても、法
人の所得に課税されるところの税を全部合わせ
てみまして水準を大体五〇％くらいにしようとい
うことでございます。アメリカは、普通税と附加
税と州の法人税、州の法人税は州によって違ひが
ございまして、大体五二％くらいになってお
りますし、イギリスが五〇％になっております
し、西ドイツが四九％、これまた新しい改定案で
はさらに引き上げることが考えられております。
またフランスがちょうど五〇％になっております。
そういうようなことを考えあわせまして、日本の
法人の所得にかかる税負担を五〇％くらいにし
てはどうかというのが今度の改定の目安でござい
ます。

なお、その場合に、御存じのように、日本の法
人税は留保についての税金と配当についての税金
が変つております。配当課税制がございま
す。そこで配当課税、所得のうち配当に充てられ
る部分が三割であるというところで計算した場合
の税負担を、大体五〇にするといいことではな
いでしょうか。

今回の改正で、法人税の基本税率を四〇にいた
し、それから道府県民税及び市町村民税の税率を

一七・三にいたしました。そういたしますと、配
当が三割でありました場合の実効税率は、現行
制度の四五・〇四から四九・四七に上がります。
これによりまして、まあ五〇ということになるか
というところでございます。これが今回の法人税率
の引き上げの基本的な考え方でございます。

○塚田委員 四九・四七というのは、これに租特
の関係を加味した場合の実効税率は、今度の税制
改正でどのくらいになる見込みになっております
か。

○高木(文)政府委員 それは要するに課税標準を
どう見るかということでございますが、私が申し
上げましたのは、現行の課税標準、租税特別措置
法を含めまして課税標準を前提に考えておるわけ
でございます。その租税特別措置によりまして
ころの軽減額がどのくらいになっておるかという
ことにつきましては、別途昨年も資料を提出いた
しましたが、先ほど申しました四九・四七の中に
占めますところの法人税だけの部分、四九・四七
は地方税と事業税を含めて四九・四七でございま
すので、その法人税だけの部分を理論計算上算出
いたしますと三三・〇四になるわけでございま
す。現在の実際の率はそれが実は配当と留保の関
係が三割で計算した場合でございますが、これは
実態はもう少し配当のほうが少ないというよう
な問題がございまして、そのところは少し数字が
ややこしいので、別途資料をもって御説明いた
しますけれども、大体四十六年度では租税特別措
置なかりせば率が三四くらいになるはずのところ
が、いま三二くらいに下がっているわけですね。約
二％、準備金、特別控除によって全法人の平均で
は、昨年度委員会に出しました資料では三四・一
から三二・一に下がっているというところでござ
いますから、租税特別措置による軽減額は二％と
いうくらいになるかと思ひます。これは全然別の
見地から出ておりますから、先ほどの四九・四
七が二％下がっていると見ていいかどうか、そこ
は非常に問題のところでございますけれども、ま
あまあしし大体の感じはいたしました。そう

大きな食い違いはないということであらうかと思
います。

○塚田委員 それでは資料の問題、私ども実はこ
ととは、いまこうして質問するこの瞬間まで租税
特別措置による減収調べる資料をまだ手にしてい
ないのです。これはおそろく予算資料として当
然提出しなければならぬいわば重要資料で、毎年
われわれはこの三法審議の際にはすでに手に入っ
て、いろいろと調査の資料になっていくのです
が、どうしてこれはもうすでに質問に入ってお
るのにこれが出てこないのですか。

○高木(文)政府委員 その点は非常に恐縮に存じ
ております。実は私、昨晩最終的に目を通しまし
て、ここにプリントを持っておりまして、大体算
定を終わったところでございまして、けさ印刷の
ほうに回しました。来週の月曜日ぐらいいまでは
予算委員会及び当委員会に御提出申し上げるつも
りでございます。

昨年度の数字が、御記憶かと思いますが、租税
特別措置による減収額試算、四十八年度分四千六
百四十五億という数字でございましたが、それが
四十九年度は五千二百億になるということでよろ
しかろうかということ、昨晩おそくまで作業を
いたしまして、大体そういう数字でございませ
う。申しわけございませんが、月曜日までには必ず配
付をいたすように手配をいたします。

○塚田委員 それでは、私おそろくこの調子です
と、質問も午後に入ると思ひますので、それをコ
ピーして直ちに提出してください。いいですね。そ
れはもう成案でしょう。

○高木(文)政府委員 実はちょっと大臣の決裁と
か何とかそういう手続が残っておりますので、き
ょうはちょっとごめんくださいと思ひいま
す。

○塚田委員 手続があつてなかなか出せないと言
うのですが、これは私はやはり怠慢だと思ひので
すよ。予算委員会も分科会に入っているの
でしょう。しかも、きょう、あすで終わるの
でしょう。予算委員会に提出すべき重要な資料を、いま

この段階で決裁も得ないというのは私は怠慢だ
と思ひます。どうですか、来年度以降もこう
いう調子で出ないのですか。

○高木(文)政府委員 それはそうではないので
ございます。実は弁解がましくなりますけれども、
減収額というのは理論値でございまして、たと
えば一例をあげますと、社会保険診療報酬による
減収額が幾らに出るかという場合に、所得税の税
率が変わりますと、上積み税率の影響がどうある
かということでございます。つまり、七二％で幾
ら軽減されるかということ計算します場合に、
お医者さんの所得の所得分布を考えまして、その
考えました所得分布と、それから七二で切った場
合に所得階層別にどういうことになるかという計
算をやりまして、そうしてお医者さんのその軽減
されます所得に対応する適用税率が平均的に幾ら
であるかという問題があります。

そこで、税率が変わりますといういろいろな
ればならない計算がございまして、いまは所得税
の例で申し上げましたけれども、本年は所得税の
ほうも税率を変えましたし、法人税のほうも税率
が変わつてまいりましたものから、そういう
いろいろの計算をやりまして、通常の年よりは
特に時間がかかるというような事情もございま
しておりましたわけでございます。結果としてお
けるのであるから怠慢であると言われればおわ
びを申し上げますが、ただじんぜん日を送って
いたわけではなくて、そういう意味でございま
す。いつもそれだけ時間がかかるということでは
ないわけでございます。その年その年の事情に
よりますけれども、本年度としては特別にそうい
う事情があつたことも御了解いただきと思ひ
ます。

○塚田委員 予算委員会に出すべき重要な資料な
のですから、来年度からはとにかく予算審議に
間に合うように、その種資料は作成を急ぐべきだ
という希望をひとつ述べておきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 とくとそのように心得ま
す。

○塚田委員　そこで、特別措置による減収見込みというのは毎年、今回のようにおくれれますけれども出てくるのですが、減収見込みは出てくるけれども、たとえばことはもう四十七年度の決算がども、終わっておるのですけれども、一体現実に帳じりはどうなったのか、こういうことはわれわれに知らされたためしがないわけですよ。見込みだけはお出てきて、一体、減収決算はどういうふうになつてきているのか——最近のようにどんどんと自然増収と称するものがふえてきておるといふ状態の中で、租税特別措置法による減収といふのは一体どういう役割りを具体的に演じたのか、こういう点がわれわれにはさっぱり知らされていないのですよ。そういうことはどうでしょうかね。

○高木(文)政府委員 その点につきましては、四十六年度、四十七年度の税制改正の御審議を通じて、まして非常に強く御要求がございました。昨年からはその種の計算をすることにいたしました。昨年初めて、四十六年度におきますところの租税特別措置による軽減状況の表を作成をいたしまして、配置に布さしていただいたわけでございます。それで、昨年はそれを提出いたしますのがとうとう八月になつてしまつたわけでございますが、ことはだいたいふなれてまいりましたので、現在すでにその作業をほぼ完了をいたしております。四十七年度の法人の負担状況は、国税庁のほうの法人の企業事態というものの統計ができてまいりましたから、それを集計しておるところでございます。

なお、具体的に、法人企業の引き当て金、準備金、特別償却等の四十七年度の利用状況等は、すでに提出いたしておる所でございます。貸し倒れ引き当て金残高が幾ら、退職給付引き当て金残高が幾ら、賞与引き当て金残高が幾ら、価格変動準備金残高、海外市場開拓準備金残高、海外投資損失準備金残高、特別及び割り増し償却の実施額、これだけの表はすでに御提出済みだそうでございますが、先ほど御指摘がありましたように、全体としてどういうふうなメリットがあったか、結果的に租税特別措置でどの程度の軽減率になった

ておるかという表は、これも近々のうちにお出しできる状態になっております。

○塚田委員　そこで、実効税率の問題に移っていききたいと思います。高木さんは高木文雄名義で、これは東洋経済ですか、昨年十月、「正しい法人税論議のために」ということで、局長の肩書きで、実は一つの試算といいますが出たわけですから、この試算自体についてこれからの議論を進めていきたいと思います。高木さん、自分の書いたものを持っていますか。

○高木(文)政府委員　いま持っておりますが、数字はここにございます。

○**塚田委員**　そこで、その方式で今後の実効税率を出した場合にどうなるかということを試算したことがありますか。

○高木(文)政府委員 四九・四七という数字、四五・〇四という現行の実効税率、これは表面税率ではありませんが、理論値であることは理論値でございます。四五・〇四から四九・四七へ上るが、その間に二つのポイントがあるわけでありまして、その一つは、

とは地方税、事業税を含めて全部でございます。その場合に法人税がその中で幾らになるかというのとは三三・〇四になるわけでございますが、私がその御指摘の印刷物に書きましたのは、四五・〇四から四九・四七に上がるといううちの、そこに書きましたのは法人税だけでございますから、二九・九三から三三・〇四に上がるはずでございます。

す。この二九・九三と三三・〇四の上げ幅は約一割になりますから、そのお手元の中の表のありますところの所得金額と法人税額の割合の総平均三・四・一というものも大体一割上がるはずである、理論的にはそういうことになるかと思えます。

○塚田委員 全体的に一割上がるのですね。

そこで、この法人税の負担割合の算出のしかた
 なんですけれども、この資料によれば、A分のB
 段階で三四・一％、これと現行の法人税率三六・
 七五％の差は、これは主として、いろいろほかの
 要素もありますけれども、租税特別措置による配

当輕課率が作用しておる、こう断定していいで
 しょうか。

○高木(文)政府委員　御指摘のとおりでございます。この三四・一というのは、三六・七五という率とそれから二六という率の混合の結果出てきている率でございますから、もし配当控除税率制度がなければ、この三四・一という数字は三六・七五という数字に非常に近づくわけでございます。

御参考までに申し上げますが、理論値で申し上げますと、改正前では配当がない場合は全部三六・七五がかります。配当が一〇％入ってまいりますと三五・六八に下がる。配当が二割ありますと三三・四・六〇に下がる。三割ありますと三三・五三に下がるということでございます。この表にありますです三四・一という率がございますのは、いま読み

上げました一〇%の三五・六八と二〇%の三四・六〇の間にありますから、つまり配当割合が一九とか一失礼いたしました。二割の場合に三四・六〇で、三割の場合に三三・五三でございます

は、二割のちよつと上のところに配当割合がある。つまり二割一分ぐらいのところに配当割合があるということを示しているものというふうに御理解いただいてけっこうであります。

○塚田委員　あまり数字のこまかいことをがたがた言つてもあれですから、つまり三六・七五と三四・一との差二・六五というのは、全く特別措置

置による軽減措置だ、こう考えていいのだすね。
二・六五％は三六・七五と三四・一％の差なんですから、その差はまるつきり特別措置による軽減措置だと……。

○高木(文)政府委員 三四・一と三六・七五の差は、先ほど配当軽減の影響だけであるというふう

に申し上げましたが、それはちよつと誤りでありまして、例の資本金一億円未満の法人の軽減税率の二八も働いた結果でございますから、三六・七五と三四・一の差は配当課税部分と、それから資本金一億円未満の法人の三百万円以下の所得につ

欄の三四・四という率、さらにその左の欄の三五・〇という率は、これはいずれも資本金一億円以上の法人のものでございますから、これと三六・七五の差は全部配当輕課でございます。それからいま御質問がありました三二・一と三四・一との間のこの開きは、ここにあります準備金、特別償却、技術等海外所得の特別控除、試験研究費の税額控除の影響でございす。

金不算入を入れていますね。これをGとして入れているわけですが、この損金不算入というのは増額措置なんですから、軽減だけを見る場合には、これを除外するというのがたてまえだと思おうのですが、どうでしょうか。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

ただ一方から申しますと、交際費は社外流出をした
 欄、つまり、いまおっしゃいました三二・一の
 率を見ていただければよろしいわけでございます。

ておることだけは間違いないわけでございますから、そういう意味において、普通の法人税とはやや趣を異にいたしまして、若干罰則的な意味の税だというふうなこともいえるわけでありまして、企業会計上、あくまで交際費は全部損金でございますから、そういう意味でその部分はやはり別に見るべきだという意見も当然出てくるわけでございます。

いいます。されはこそ私どもは、交際費の損金不算入の問題は租税特別措置として扱っておるのでございまして、法人税として扱っているわけなのでございます。

ですから、そういう二つの見方がございますから、その論議を避ける意味で二段掛けにしたとい

うことで、御主張のようなことであれば、この三二・一のほうを見ていただければよろしゅうございますし、交際費まで含めたところで見ようということであるならば三三・三のほうを見ていただく。それはそれぞれのもの見方といえますが、

見解によってどちらを見ていただいてもよろしい
ということになるわけでございます。

○塚田委員 これもこまかい数字ですから何です
が、しかし、特別措置であることは私も認めて
おるのです。しかし、ただこれは特別の増ワ
類なんです。これは軽減を見る場合には当然
除外して計算していいものだというようにわれ
わは考えておるんです。これは見解の相違です
から、その点はひとつ……。

そこで、このようにして特別措置でほとんど
実効税率が下がっていったというところで
が、その際、私はこれからいろいろと具体的に聞
きたいのですが、高木局長の意見の中で傾聴す
べきものが一つあると思うのです。実効税率、ま
あこの際実効負担と言いますが、実効負担の試算に
あたっては、貸し倒れ引き当て金や退職給与引き
当て金、これは考慮の外に置かれておる、それは
そのとおりですね。これらの引き当て金は債務性
が強いからだという理由を付しておるわけです
よ。

そこで、たしかこの前同僚議員の阿部さんから
の質問もあったかと思いますが、あとで具体的に
聞きますが、貸し倒れ引き当て金、退職引き当
金、これは退職したら払わなければならぬので
から、貸し倒れしたらそれだけ損失になるん
で、確かに債務性はありますけれども、しか
し、実際引き当て金として積まれておる金は、た
とえば銀行では一〇〇%である。これは一般は五
〇%ですけれども、銀行では経理基準というの
があつて一〇〇%満度、つまり、全員退職するとい
うことを予想しての引き当てをやっておる。ある
いは貸し倒れ引き当て金等については、われわれ
の調査したところでは、まあこれは大蔵省も認め
ているんだらうと思いますが、銀行の占める率は
金額で四五%もあるわけですね。ところが、銀行
というのは、法律のたてまえからいって、貸し
倒れとかなんかについてはあまりないランクに入
っているわけですよ。一番多いのは卸売り、小売
りです。これは物品の売買をやりますから貸し倒

れがありますね。その次は製造業です。これは新
日鉄のようなあいう物を製造しておるところで
すよ。その他の項目に、実は銀行がぼつと入っ
ているわけですね。ところが、その他の項目
の銀行が、全部の貸し倒れ引き当て金の四五%を
占める。しかも銀行はどうかという、まず貸す
ときには担保を取りますね。ここで言いたくない
が、歩積み両建てと称して、どんなことがあつて
も絶対に貸し倒れのないような方式を現実に行な
つておる。

それで、あなたはこれのあとでこう言っています
ね。確かにこれは考慮の外にあるけれども、経験
値からいってこれはどうもおかしいと思うものに
ついては、まあ検討するということではないので
すが、これは非常に疑問だということをおなた自
体が投げかけておるわけですね。その点について
は、またあとで具体的に質問をしていきたいと思
うのですけれども、どうですか、こういう実態。
○高木(文)政府委員 銀行局長おられますので、あ
るいは別の見解を持っておられるかもしれませんが、
私も税の立場といたしましては、貸し倒れ引き
当て金という制度は引き当て金として引っぱな
ものである。債務性のあるものであると思ひます
けれども、その引き当て率が幾らであるべきかとい
うことについては、現在の引き当て率が非常によ
ろしいというふうにはなかなか考えられないわけ
でございまして、それは検討に値するというふう
に考えております。

それで、今回、ささやかながら貸し倒れ引き当
て金の引き当て率を引き下げることについて予
定をいたしてございまして、これは法律事項では
なくて政令事項でございまして、現在の貸
し倒れ引き当て金の率は、普通銀行が貸し金の千
分の十二になっております。これは二年前に千分
の十五から十二に落としたものでございまして、
今回の法律改正と同時に政令改正を行ないまし
て、千分の十二から千分の十に引き下げること
を予定をいたし、それを前提として予算その他を編
成いたしております。千分の十という率でありま

しても、実績率との間にはなお相当の乖離がある
わけでございますけれども、これはやはりショッ
クの緩和ということもありますので、漸次実情に
合わせていくべきであらうという見地でございま
す。そういう意味で、塚田委員御指摘の貸し倒
れ引き当て金の引き当て率が適当でないではないか
という点については、私も同感でございます。

○塚田委員 それで、高木さん、いま言った貸し
倒れ引き当て金について、たとえば銀行の場合
は、引き当て金の全体額で四五%を占める。それ
でさっき言ったとおり、償却ということになる
と、これはたいへん低いわけですね。率でいま
すと〇・〇二%、これは百分の二です。なるほ
どこれは地味銀行、相互銀行あるいは信用金庫と
いうことになりまして、少しずつでありますけれ
ども償却率は高くなつていきます。まあ端的に言
うと信託はゼロですね。貸し倒れ償却はな
い。現実には、ほんとうにごく例外を除いてはな
い。こういう制度になつておるわけですね。だか
ら千分の十といつても、私はこういふ——これ
はあとでいろいろほかの大企業との関連でも
聞きたいと思いますが、銀行にこの制度をつくる
という意味はあまりないんじゃないか、こう思う
のですが、どうでしょうか。

○高木(文)政府委員 実はいつも当委員会での
御議論が展開されるわけでございます。千分の十と
いう率と十万分の二という率はあまりにもかけ離
れてるんじゃないかという御議論があるわけでご
ざいます。私は実はそこはちよつと異論がある
のでございまして。その二つの率を対比すべきかど
うかは、ちよつと異論があるのでございまして。
と申しますのは、千分の十というのは、何とい
いますか貸し金の残高に対する率でございまして。
それで、金融機関の貸し倒れということを考えま
す場合に、金融機関が倒れたらたいへんでござい
ますから、貸し倒れに対して十分担保がなければ
ならぬ、預金者保護の見地からいって十分担保
がなければいかぬわけで、それがどういふ状態の
ときに出るかと申しますと、毎年毎年平均的に出

てくる率は十万分の二というふうな低い率かもしれ
ませんが、これは要するに、金融恐慌とかなん
とかいう場合も、ある程度、大なり小なりそうい
う場合のことも頭に置きながら考えておかなけれ
ばならぬわけでございますから、そういう年々起
こります平均的な率が非常に低いということと、
それから、それと比べて乖離があるということだ
けではちよつと結論に結びつけがたい。

それで、いまの千分の十二を千分の十にカット
いたします際に、ではどこまでいけばよろしいの
かというところを何か発見しなければならぬとい
うことなんぞございしますけれども、実はそこはま
だ銀行局との間でも意見は詰まつておりません。諸
外国におきます会計上のいろいろな扱い、さらに
税務上の扱い等におきまして、やはり金融機関
の安全性というものがだんだん高まつてまいりま
した関係で、アメリカ等におきまして、アメリ
カの税法でも貸し倒れ引き当て金の率を下げると
いうことが行なわれることになりましたけれども、
しかし、やはり多かれ少なかれ日本の千分の
十という率とほぼ似たようなところを前後
して、多少削るというか減すというか、そういう
ことをやっておるわけでございます。実績貸し
倒れ率と結びつけて率を訂正するということだけ
ではないようでございます。

この問題は、しかし金額も非常に大きい問題で
ございまして、一方におきまして金融機関の安全
性、預金者の保護ということとは絶対忘れられな
いことでもございしますので、その両方から詰め合
わせていく必要がある。二回にわたり、千分の十五
から千分の十二に落とし、さらに千分の十に落と
しましたけれども、どんどん落としていっていい
というものでもないでございまして、さりと
て何かしるべき、この辺ならば妥当であるとい
うところを見つければならぬという問題であ
らうかと思つております。

○塚田委員 あと価格変動準備金等の関係でもい
ろいろお話ししたいと思ひますが、私はこれはや
めなさいと言ふのですよ、やめなさいと。やめな

いと言つても、全部積むと言つてはたいへんだろうと思うのですが、いま超過利得税その他いろいろやっていますね。つまり大企業、銀行も含めて利得を何とか吸収していく。一年なり二年なりこの税制上の優遇措置、引き当て金をやれば、損金で落とすのですから、それは取り戻しはやりやす、だけれども、とにかく当該年度は損金で落とすのですから、これはばく大な優遇措置です、しかも、それはただ積んでおくだけでしよう。実際に償却はない。ゼロにひとしい。こういうことを各準備金についてもずっとやっていると、利得税とこれをもし一年なり二年なりやめれば、利得税と同じ効果をあらわすと思うのですがね。特にいまの場合は銀行に限定して言いますが、局長、これは一般であれば、たとえば千分の十五から十二、十二から十に落とすという場合には、次期からはそれに従つて直ちに引き当て金は下がつてくるわけですね。どうですか。

○高木(文)政府委員 これは経過措置との関連で御説明しなければならぬわけですが、千分の十五から千分の十二に下がるという事は約三割ほど下がるわけですが、それから、預金、貸し金の額が三割程度伸びなければ前の水準のままとなつておる、こういうことでございます。ですから、千分の十五から千分の十二に下げました過程におきましては、しばらくとまつておつたわけでございます、これは二年前から今日まで。しかし、貸し金の伸びが三割か何かを今度は越え出しますと、また新しく積めるようになるわけでございます。ですから、現実には申しますと、各金融機関ごとに事情は違ひますけれども、昭和四十八年の九月期くらいからぼつぼつまた積み始め得る状態になつてきております。今度また千分の十二から十に下げますと、これは四十九年の九月期決算から適用になりますから、四十九年の九月期決算からはまた貸し倒れ引き当て金を事実上積みない、約二割、三割ほど、十二分の十ですから二割五分ですが、貸し金が伸びるまでの期間は積みない、こういうことになるわけでございます。

それで問題は、一番肝心のこの三月期は積めるじゃないかという問題が出てくるわけでございます。そこはまあ税法の安定性の問題でございます、二年前に税制改正をする際にお約束をして、同時に政令を直したという経過がございますので、それを二年になるか三年になるか、三割くらい貸し金がふえる間は積みないんだということ、ずつとそういう頭で金融機関の経理その他動いてきているわけでございますので、それを途中の段階で、何といひますか、足払いみたいなことになるものでございますから、それはやはり安定性的の見地からやむを得ぬ、しかし、今後どんどん積めるといふ状態はおかしいからということ、十二を十に切つた、こういうことでござい

価格変動準備金につきましても似たようなことがございます。これは四十八年度の税制改正で百分の六のものを百分の五にする……(塚田委員)それはいいですよ、変動準備金はあとで(と呼ぶ) ○安倍委員 午後二時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後二時四十九分休憩

午後二時八分開議
○安倍委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。塚田庄平君。

○塚田委員 今度の税率改正で、法人税は留保分四〇%、配当分については三〇%を経過措置で今年度は二八%。そこで、これは思ひ切つて三〇%にしないで、二八%にしたのはどういふ理由か。

○高木(文)政府委員 原則は大体基本税率の四分の三ぐらいのところに定めたらどうであろうかという考え方をいたします。この制度ができたのは三十年前後でござい

ときに、奨励措置として大体四分の一ぐらい基本税率よりも下げておこうということであつたわけでございます。その後、基本税率が三八から三五に下がります段階で、あるときは下げ、あるときはそのまゝという経過を経て二六まで下がつていったわけでございます。

そこで、今回の法人税制の改正につきましては、法人税の仕組みを変えたらどうかということも検討いたしました結果、それはやらないで、全体として水準を上げよう、それには三六・七五を約一割上げるといふことで、平均的にすつと上げるといふことにしてはどうかという基本的な考えでございます。

その場合に、実は経過時の税率を置きました理由というお尋ねでございますが、企業の中で配当課税税率の適用を受けている企業とそうでない企業とがございます。たとえば、損害保険会社でありますとか銀行でありますとか、あるいは証券会社とかいふところは、これは受け取り配当がたゞさんございます関係もありまして、配当課税税率の適用がないということでございます。

ところが、私鉄とか化学とか電力とかいふ企業、言つてみれば施設、設備に巨大な投資を必要とする企業の場合には、どうしても資金調達が必要である。公社債を発行するについても、資本金との倍率の関係がありますので、資本金をふやさなければならぬことになりまして、電力、化学、私鉄、さらには製鉄といったような企業の場合には、資本をどうしても大きくしなければならぬ。そういうところの場合には、資本が大きいから、よつてもつて所得のうち配当に回すべきものが大きくなります。そこで、電力は御存じのとおり、いま非常に経営が困難になつております。今度の石油問題以前において、すでに経営が困難になつております。私鉄も値上げを迫られるという状況になつております。

そこで、そういう非常に固定資本、固定設備の多くを要しますところの企業については、配当課税率を上げますと、そのショックが非常に大き

いわけでございます。そういう点から、配当課税率据え置き論というのが、今度の改正の論議を続けております際に、政府の調査会等においても論議されました。なるほど、電力なり私鉄なりにいへば、税金が高くなりますれば、その分だけある程度料金値上げ圧力が加わるという問題があります。そうかといつて、現在、配当課税率を上げないというわけにもまいらぬだろうということ、その両方をにらみ合わせた一種の妥協ということで、配当課税率はあるべき姿のとおり二六から三〇に上げるけれども、やはり急激なショックを避けるべしという趣旨で、中間の段階で一年だけ置いておこうということになつたわけでございます。

理論的には、私どもも、本来ならばこういう経過時の税率があることは望ましくないとはいへませんが、現実には電力の問題や私鉄の問題を考えますと、公共料金として問題がある企業でござい

ますので、たとえ石油の問題がなくとも、やはりそういう問題については若干の配慮があつてしかるべきではないかというところが問題になりました。そういう点から経過時の税率を置きました。経過時の税率を置きますれば、その期間中に企業もいろいろな形で対応していくことができるだろう。税が変わつたことが料金改定への引き金になるというふうな芳しくない批判を受けなくとも済むだろうというふうなことでございます。

以上が経過時の税率を置きました理由でございます。 ○塚田委員 この課税税率についてはいろいろ従来とも議論のあるところで、こういう配当についての経過措置をとるのは、配当性の高いという法人に対する優遇措置ではないかというふうな議論等もあつて、一部にはこういうのを廃止したかどうかということが年々いわれてきたと思ふのです。特に最近の状況を見ますと、大法人、大商社等の利益率というものは、おそらく三月決算では相当上がつてくるだろう。ここでつかまなければというふうな情勢の中で、超過利得税等もみ

て、普通の企業の場合には三六・七五から四〇の
 ほうの影響が大きいわけですが、そう
 いう配当所得割合の高い企業の場合は、二六から
 三〇への影響のほうが大きくなるものでございま
 すから、そこらのあたりを考へまして、一年間だ
 けの暫定措置ということにしたわけでございます。
 す。

の答弁については、おそらくこれからあと同僚議員等も引き継いでやるだろうと思えますから……この配当の問題とからんで、受け取り配当の益金不算入の制度というのがあるわけですね。あれこれとずいぶん大企業にはいろいろ保護政策をやっているのですが、これを議論するときに、法人の擬制説あるいは実在説等いろいろ基本的な議論がありますが、きょうはそういう議論は避けたいと思うのです、いつまでやってもおそらく並行線をたどる議論ですから。

大蔵省は擬制説の上に立って、益金不算入というのは二重課税を回避するための調整措置だ、こういうことで終始答弁してきたわけなんです。この制度というのは、シャープ勧告当時からずっとできておる制度ですが、その当時の株式の所有比率を見ますと、大体個人の所有率は六〇%をこえていたと思うのです。それに比較して法人の所有は三五%程度で、非常に低い状態であつたわけなんです。

ところが、昨今、特に四十七年度の統計を見ますと、この比率はまさに逆転していますね。法人はもう七〇%近くに実はなつておるわけですね。こうして、大企業の株の持ち合いというか、そういう情勢がどんどん進んでおります。特に、大企業についての系列会社というのは、もう数えるにたいへんだというくらい、系列支配の進展というのはあるわけですが、こういう実態に照らした場合、受け取り配当の益金不算入は、私はいま考え直す時代に来ているのではないかと、こう考えるわけです。

〔委員長退席、松本(十)委員長代理着席〕

そしてこの不算入の金額たるや、これまでばく大な金額になつておるわけですね。

私のところの法人企業の実態から拾つてまいりますと、受け取り配当額は四千二百二十五億円。これは四十六年度分ですね。これは受け取り配当金額全額です。このうちから非課税分といひますか、控除負債利子、つまり金を借りて株を買つた

いう場合、これは差引くのですから、これなんかもずいぶん変な制度じゃないですか。株を買うのに金を借りる、金を借りたらその利子を差引くというのですから。株を買うのはもうけるために買うのです。金を借りてきてその利子を控除してもらふ、これまたいい恩典ですね。

いずれにせよ、こういう控除負債利子と益金の不算入額を合わせますと、四十六年度分で三千九百八十六億。これを現行制度の非課税分で計算いたしますと、二千六百二十六億。それに、その前の税率三六・七五%を掛ければ、まさに九百六十五億、約一千億の膨大な金が出てくるわけですね。この金額の計算は別にして、いまそういう実態からいって、受け取り配当の益金不算入制度というのは改めるべき状態にきているのじゃないか、こう考えるのですが、ひとつ率直大胆に方向を示していただきたいと思う。

○高木(文)政府委員 先般、他の委員の御質問にもお答えをいたしました。これはいろいろな考え方があると思いますが、現在の私どもの考え方では、配当につきましては受け取り段階で調整をするか、支払い段階で調整をするか、どちらでも必要であつて、受け取り段階でも支払い段階でもどちらでも調整を全くしない、そのつど課税をするという方式にはなかなか同意をいたしかねるわけでございます。

もしそういう調整を全くいたしませんと、会社が幾つかありまして、親子間で株をずっと持つておきますと、何重にも課税することになりますので、そうなりますと、親子会社の制度というのは、全く成立しなくなる。そうしたらどうなつていくかという、巨大企業がどんどんふえていくということになつていくわけでございます。会社を分離いたしました親子間でずっと持つておきますと、その段階ごとにどんどん課税されていきますから、利益が途中で発生しませんが、元で一ぺん利益が出まして、それを配当する、次配当する、次配当するといふふうになりますと、何段階かのうちに消えてしまふことになりまして、

ら、それではどうも成り立ちませんから、そういう関連企業が全部合併をしようかということになるわけでございます。

そういう形がいいかどうかという問題がございますし、それから、中小企業で非常にめんどろな問題が起ります。中小企業の場合には、特に同族会社の場合には、一人の株主が会社の株のほとんど大部分を持つておるわけでございますけれども、その株主と会社の間で税金の調整をいたしませんと、非常に負担が重くなつてくるという問題が起ります。

そういうことがいろいろございますので、私どもは、現段階では、どこかの段階で、つまり、受け取り段階か支払い段階か、いずれかの段階でやはり調整はしなければならぬ、そういう仕組みにせざるを得ないのではないかと、これは実在説、擬制説といふことは関係なく、そういうふうにしてざるを得ないのではないかと、そういうふうにしてございまして、各国の税制を見てみましても、何らかの意味において、受け取り段階か、支払い段階か、どちらかの段階で必ず調整をしておると言つて過言でないわけでございます。完全な意味の実在説的な考え方、段階ごとにどんどん何べんでも課税を繰り返すといふことはやらないのでございます。

そこで、受け取り段階で調整するのがいいのか、支払い段階で調整するのがいいのかというところになりますと、これはたいへんな問題でございます。まして、わが国の場合には、現在は受け取り段階調整になっておりますが、同時に支払い段階で、先ほどの御質問のように、四分の一の軽減制度がとられておるわけで、そこに非常に制度としてわかにくいことになつておるわけでございますが、最近の産業界の空気といたしましては、むしろ支払い段階のほうでの調整に持つていったらどうか。いまの御質問に対しては御意見に沿うことになりませんが、受け取り段階での調整をやめてしまつたらどうかという意見が、だんだん強くなりつつあるわけでございます。

しかしながら、各国の税制を見ますと、法人税制はたいへんゆれ動いておるのでございますが、ここの二、三年大安定をしてみたいとして、イギリスにおきましても、ドイツにおきましても、だんだんむしろ支払い段階での調整でなしに、受け取り段階での調整に戻つておるのでございます。御存じのとおり、ECでは各国間の税制はある程度統一をいたしませんと、うまくいきまじやないか、税制がだんだん統一される傾向にございまして、そこのほうではむしろ受け取り段階の調整に、相対的な問題でございしますが、戻りつつあるように見受けられるのでございます。

そういったことで、非常に事はやこしいのでございまして、とてもなかなか簡単に結論を出し得ない状況になつてまいりました。

そこで、先ほど指摘をいたしました税制調査会での特別部会におきましては、その中心課題は、この受け取り段階での調整にするか、支払い段階での調整にするかという問題に、最大の焦点が寄せられておると思ひます。この問題は、日本の企業のあり方を左右する問題になつてまいらうかと思ひます。また、直接金融、間接金融のあり方を左右する問題になつてまいらうかと思ひます。さらには、個人株主と法人株主の関係にも影響のある問題でございまして、非常に大きな影響をわが国経済界に与えることにならうかと思ひますので、慎重な検討を要するわけでございますけれども、それにいたしまして、各方面の御意見を広く受けとめまして、何らかの方向をつくらなければならぬといふふうに思つております。

それから、ただいま御指摘の負債利子控除の点は、これはちよつと先生何か思い違ひをしておられるのではないかと、思ひますが、負債利子はほつておきますと、借入れ金でございますから、どつちにしても損金になるわけでございますが、株を買つたために使つた借入れ金の利子につきましては、益金に算入しない受け取り配当の額から引

くわけでございますから、これは恩典とかんたかにならないので、むしろ受け取り配当益金算入のメリットを減殺しておるわけでございますから、これは恩典の逆でございますので、その点ばかりよつと制度があまりにもややこしいので、一般にもよくそういうふうな御理解の方がございませうけれども、これはそちのほうではなくて、受け取り配当益金算入のメリットを小さくしておるというふうな御理解いただきたいと思ひます。

それから、ただいま御指摘ありましたように、この制度が始まりましたシヤウブ勸告時代と今日とは非常に株式の保有状態が違ふから、そのことも頭に置いて考えるよという御指摘でございますが、これはまさにそのとおりでございます。その点、ごく最近、特にここ二年間ぐらいの間にまた株主が個人のほうから法人のほうに大量に移りましたこともございしますので、それらも当然考えなければならぬと思ひます。この法人税制論の最も基本のところは触れる御質問でございますので、私の答弁も非常にややこしくなりましたので、縮めてございしますが、どつちにいたしまして、問題意識は持っておりますから、そして各方面の權威に寄つていただいて何らかの結論、あるいは動かさないという結論になるかもしれないけれども、何らかの結論を導き出さなければならぬと思ひます。ぜひこれは真剣に研究してみたいと思っております。

○塚田委員 株の問題に入つたので、もう一つ株で、例の所得税法九条の問題です。つまり、株の売買益の問題ですけれども、これが売買益は非課税になる。

ここに、これは市販されてゐるのですが、大和証券という証券会社から出てる「税金読本」というのがあります。これはまあ株屋ですから若干オーバーなことばもありますが、所得税法九条は、「株式の売買でどれだけもうけても、税金は取りません」というわけですね。かなりの所得があるのに課税にならないのは、この株式などの売買益と、宝くじの当選金ぐらいなものです。」その次

がひどいのです。」「資産家たらんと欲するもの、この恩典をフルに活用しなければ損というものです。」こういう実は会社の宣伝がなされておるわけですね。

私は、これはある面、裏から見て正直に言つておつたと思ふのです。これをフルに活用して、いま株式会社はほとんどほかの会社の株を買ひあさる。その利益は非課税。一体、局長、こういう制度がいまの経済情勢の中で存在していいものかどうか、この点についてもひとつ見解を承りたい。

○高木(文)政府委員 現在、税法の中でいろいろ不公平税制といわれるものがあるわけでございますが、御指摘の株式の譲渡所得の非課税も、そのうちのひとつであることはよく御承知のとおりでございます。そこで、税の理論といひますか立場、特に公平論から申しますならば、株の譲渡所得が非課税であるというところは非常に理解できないところでございます。本来、株の譲渡所得は課税であるというところでなければならぬと思ふわけでございます。その点は、塚田委員御指摘のとおりでございます。

ただ、現行制度がなぜそうなつておるかということにつきましては、当委員会におきまして何度も御説明申し上げておりますとおり、かつて昭和二十年代の末に一ぺん課税しようということをやつたわけでございますけれども、うまくいかなかつた。

なぜうまくいかなかつたかといひますと、株の譲渡所得が課税になります以上は、株の譲渡損も、これは損として見なければならぬ。譲渡益に課税する以上は、譲渡損を見なければならぬ。当時、たしか二年間だつたと思ひますが、株式の譲渡所得につきまして課税したわけでございますが、その実績は、課税、プラスのほうの申告があまり期待できませんでした。譲渡損のほうの申告だけがでてまいりました。株の譲渡損を他の所得から引くという申告が出てまいりました。かえつてこれが別の意味での不公平を招来する。そうか

といつて、税務署が株の譲渡益を追及できるかというところになりますと、株式市場等におきましてああいふ形で流通をしてゐるわけでございますので、株主さんからの申告がなければ、株を売つた人からの申告がなければ、とうてい税務署が追つかへ回すということとは不可能に近いわけでございます。したがつて、なかなかうまくいかなない。そういうことで、株の譲渡所得を課税にすることに伴ふ不公平というものを十分承知の上で、今度は株の譲渡所得を課税にすることによる不公平を回避するために、わずか二年間でやめてしまつたという経緯があるわけでございます。

しかしながら、世の中はだんだん変わつておるわけでございますから、昭和二十年代の末ごろにうまいかなくなつたからといつて、今日でもうまいかかないかといふことではないのではなからうかといふことで、いろいろ検討いたしておるところでございます。非常にいま環境が熟しております。せんのは、昨年、一昨年のいわゆる過剰流動性論が起りました時分に、株がむしろ個人を離れまして非常に法人のほうに集まつていったという現状でございます。現在の株の問題、企業の資本金調達の問題の最大の課題は、いかにして個人株主をまたふやすかといふことに焦点が置かれておるわけでございますので、それを何か方策を立てま

せんと、これは先ほどもちよつと触れました直接金融、間接金融の問題に関連するわけでございますが、また昨日、他の委員から銀行局に対して御質問がありました金融機関のあり方の問題にも関係するわけでございますが、何かそこらところを一連の考え直しをしなければならぬ時期に来ております。そういう時期に来ておるだけに、いま御指摘になりました株屋さんの宣伝文書にありますが、ある意味では非常に不愉快なことがあるわけでございますけれども、そうかといつて、これだけども個人株主が減つておりますときに、この制度の改変に手をつけることがいいかどうかといふことには、若干の疑問があるわけでございます。

ただし、実は非常に注目すべきことがございしますのは、最近カナダにおきまして、約十年間ぐらい検討の末に、この問題を取り上げることになりました。若干の猶予期間を置きまして、株の譲渡所得の課税をする方向に動いております。そういう先例がございしますので、われわれもまたひとつ勇気を出してこの問題の出口を見つるべく努力をいたしたいというふうな考へております。

○塚田委員 その努力、せつかくそういう方向でひとつなるべく早い機会に、こういつた不都合な非課税制度をなくするということで努力をしていただきたいと思ふ。

しかし、局長、継続取引といふやつがあるんですね、これは一体どう考えられますか。

○高木(文)政府委員 いま御指摘のように、早く手をつけなければいけませんので、具体的には今春からでもひとつ株の方面の専門家、それから企業のほうの専門家に集まつていただきまして、研究グループをつくつて検討を開始いたしたい。

その際に、その検討項目の中の一つに、いま御指摘になりました継続取引の問題、継続取引による課税という制度が現在ございしますけれども、これが必ずしもうまく動いていない。たとえば査察のような場合に、殖産住宅のような場合が最も典型的な例でございしますけれども、ああいふような場合に、把握される場合もございしますけれども、継続取引の規定に基づいて申告される方というのはあまり数多くないし、税務署その他の調査で、この継続取引に該当するものとして把握されるという例も幾らかふえてまいりましたけれども、まだまだ十分でございします。その研究の際には、一つは、一般的な株式の譲渡所得の課税は非常に困難であるとしても、少なくとも継続取引に関するものの課税が、いまよりはるかに現実的に行なわれ得るような何か方法を見つけれないかといふようなことを中心に研究を進めたいといふふうに考へております。

○塚田委員 何か具体的な問題、こうさあつと、た

とえば継続取引ですね、これは年間五十回、しかも二十万株というあれですね。しかも、その二十万株も、一つの注文表は一回と数えられるのです。その一回の注文表に、たとえばソニー何万株あるいは明乳何と、こう書いても、それは一回に数えられるわけですね。これでは五十回二十万と規定していても、実際問題としてこれはしり抜けじゃないですか。どうですか。

○高木(文)政府委員 現行制度では、お客さんから株屋さんがあの株を買ってくれというこの依頼を受けましたときに、依頼のつど注文の総括表というものを作成することになっております。その注文総括表の作成回数が年に何回あるかということによって判断することになっておるわけでございます。ところが、その注文総括表の制度がなかなかうまく動いてないというところに問題があるわけでございますので、その辺については、何か証券会社といたしまして、あたかもいわば租税回避ないし脱税に協力をしているような形になるのは非常に悪いということでありまして、それからして、われわれのほうも、証券会社として現実可能なような方法で、そのあたりの仕組みをもう少し考えるということを通じて、やはり継続的な大量取引については、税務署が追つかけるみたいな形でなくて、おのずからある程度自然に申告の雰囲気が生まれてくるような制度に仕組んでいく必要があるのではないかと、いうふうに考えております。

御存じのとおり、宣伝とは全く違ひまして、最近全体として申告制度が非常に定着したわけでございますから、あくまで申告制度におのずから乗りやすいような仕組みを考えまないと、単に何か税務署がいろいろと資料を集めてそれを追及するということのような制度ではなくて、本来の姿である申告がスムーズに行なわれ得るような、また株の売買をなさる方もそういう心境になり得るような、そういう仕組みに持っていきたい。それがために、ぜひ専門家を集めました研究グループをつくりまして、税だけでなく証券界も一緒にな

って研究しようという雰囲気やと最近できてまいりましたので、せめてその辺から入り口を見つけて、この問題にだんだん入っていくようにいたしたいというふうに考えております。

○塚田委員 時間がございませんで、残余の問題はまた機会をおいて質問したいと思ひます。

いまの答弁の中で、受け取り配当の軽減の問題、それから証券の売買益非課税の問題等については、これは局長も、この制度についてはこのままではいかぬという考え方を持っておるよう受けとめましたし、特に株の売買益、証券の売買益等については、カナダの例等を出されて、将来カナダはこれは廃止するという結論を、最近、十年間の研さんといひますか研究の結果出したと言つていますが、そういう進んだ国のデータ等も早急に集めて処理するというにしたいと思ひたいし、とりあえずは、いま言つた継続取引等の脱税といひますか、こういうやり方ですとそういう余地は幾らでもあるわけですよ、これを早急にひとつ改めるといふことで理解していきたいと思ひますが、どうでしょうか。

○高木(文)政府委員 証券界のほうも、個人株主をふやすことが急務でございます。そのためには、先ほどお読み上げになりました宣伝パンフレットにありますが、何か抜け道ばかりさがしてゐるというふうなことで、はうまくなつてございまして、正々堂々たる姿で、なおかつ株を持つことが好ましいことであるというふうに個人株主に思われるような雰囲気をつくらなければならぬというところで考えているようでございます。その証拠には、昨年の夏、証券業界でも調査団を編成をいたしまして、アメリカやカナダの状況を調べに行つたということもあるわけでございます。

そういうことで、おかげさまで若干は空気が変わつてきているように思ひますので、ただいま先生の御激励も受けまして、また、われわれとしては、一そう、何とか、前々から申し上げておりますような、見つからない、見つからないと申しておりました糸口を少し見つけられそうな感じになつ

てきましたので、そのところをつくりと進めていきたい。なかなか、その継続取引のところをまず糸口にしていきたいというふうに考えております。

○塚田委員 ひとまず終わります。

○松本(十)委員長代理 佐藤綱樹君。

○佐藤綱樹委員 私は、きょう現在のこの悪性インフレ、ここに至るまでの税制、そしてこれからの、いわゆる福祉重点の社会をつくりていくというための税制、その意味では、このあたりがそろそろ転換の時期になっていゝと思うのでありますけれども、どうもなかなかその糸口が現状ではまだ見出されてないやうな、ここに出された改正案も、まだそういう意図というか、そういう方向に向かつていゝやうにはどうも思へない。あるいは税務行政においても、まだまだそういうところが多々あるのではないか、こういうふうに思うので、一連で、産業優先の税制から福祉優先の税制へこれからどうやって変えていくんだということ、を大きな柱にしてお伺いをしたいと思ひうけであります。

それで、まずお伺いをしたいのでありますが、これは主税局長直接の管轄ではないかもしれせんけれども、現在のこの悪性インフレ、これを短期的に見れば、金融政策の失敗、財政政策の失敗、これは田中内閣ができてから二、三年の間に、短期的な一、二、三年もたつていませんな、まだ一年半ですな、短期的なものだと思ひます。その背景に、やはり大企業が、高度成長政策の中で、なんだと大きくなって市場を寡占化してきた、こういうふうな問題が背後にあるから、予算委員会が個々のメーカー、金融界、商社、こういうものををたいてみても、それなりにその企業は若干姿勢は直すかもしれないけれども、あるいは国民の目がテレビを通して予算委員会に注がれ、やはり国会でやれば、実際に石けんが出てきたり紙が出てきたりといったような事実上の反応はあるけれども、しかし、しよせん、これは一時的なものにすぎないのではないか、私はこう思ひうけであ

ります。まず私は、冒頭にお伺いをしたいのは、この悪性インフレの、いろいろの要素があると思ひますが、ありますけれども、このあたりを、税といつてもこれは全く無関係ではないわけでありまして、局長としてどういうふうにごらんになっていらつしやるか、長期、短期の、この悪性インフレになつた原因について、お考えをまずお伺いをしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 非常に広範な御質問でございますので、どういうふうにお答え申し上げたかよろしいか、的確にお答えができるかどうかかわかりませんが、現在のところ、私は、現在の税制それ自体の中で直接にそのインフレを誘発するような何か仕組みというものが多々あるということではないと思ひます。ただ、非常に問題は、当委員会等かねがね御指摘を受けました、だんだん日本の経済体制その他の変化に即応して税制を直してきておるわけでございますけれども、どうも少しづつおくれぎみになっておるという感じが、率直に申してするわけでございます。たとえば、法人税の税率の引き上げなんかは、まして、もう少し前の時期から私どもとしては行なえないものかというところは考えておつたわけでございますが、どうもやはり通貨の改定という問題がありまして、それが日本の経済にどういふショックを与えるかわからない、何ぶん初めての経験であるからやむを得なかつたとは思ひますが、わからないうやうなことがありましたために、四十六年の夏に税制調査会の答申を受けましたけれども、やうと今現実の運びに至るといふやうなことで、あとから反省をしてみますと、そういう点でいろいろおくれが起つてきておるというところを感ずるわけでございます。

〔松本(十)委員長代理退席、委員長着席〕
たとえば、ある年には租税特別措置の整理その他によりまして課税標準の整理を進めていく。また、今回のように今度は税率を直すということをやるといふことで、私どもがぜひやりたい、やら

なければならぬと思つておつたものの一連の作業は、たとえば法人税についていへば、先ほど塚田委員の御質問にお答えしてまいりました基本問題を除きまして、税負担水準の問題としてはかなりいいところまで到達して来たと思つてはおりますけれども、その経過において、時間的にそれが適切であつたかどうかというあたりには、われわれも謙虚に反省をしなければならぬ点があると思うのでございます。

そういつた点で、決して私ども税制を担当いたします者につきまして、その責任がないとは申しません。申しませんけれども、しかし、基本的な仕組みにおいて何か非常にインフレを助長するといふか、つくり出すようなものがなかつたかといふ認識でございませう。

○佐藤(親)委員 法人税の引き上げがおくれた。これはわが党の堀政審会長も、せめて昨年からの手に手をつけていくべきではなかつたかという指摘をされていくわけでありませうけれども、その点については私も局長の御答弁と同感で、法人税の引き上げをもう少し早くやつておけばよかつたんじゃないか。つまり、それは法人の社内留保というが、全体的な力をもう少し税制でチェックしていく必要があつたのではないか。私はその点では局長の言われることと一緒なわけでありませう。

ただ、ちよつといま予算委員会の例をあげましたけれども、私もさつき触れたように、今度のインフレというのは、単に短期的なものではとても直らないだらうというふうに見ているわけでありませう。それはさつき例をあげましたように、たとえば石けんの問題についてやはりあれが便乗値上げであつた、あるいは業界が品不足を吹聴をする仕掛け人であつて、ではあの部分をなくせば、今後のインフレの問題、物価高、これは直つていくかといふと、私はそれは思わぬのであります。

その面で、田中内閣ができてから過剰流動性を生み出し、いまなお、きのう福田大蔵大臣と討論をいたしましたように、過剰流動性が業界によつては

偏在をしている。このくらい金融政策は失敗をした、私はこれは一つあると思うのです。それから財政政策として、これもわが党が何回も言つてきたことでありますけれども、予算の規模がやはり大き過ぎたのではないかと、公共投資が大き過ぎたのではないかと。これは事実、公共事業費の繰り延べという形で認められては、今度の福田大蔵大臣の大きな柱は何といつても総需要の抑制という観点であるといふことは、裏返せば、いままでの財政政策というものが、特に国債を発行するようになってから大規模になり過ぎたのではないかと。そういつたこの一、二年、あるいはさかのばれば五、六年の金融政策、財政政策の失敗、間違ひ、これは私は確かにあると思つております。

しかし、その背景に、ではなぜ簡単に石油業界にやみカルテルができるのだらうか。そのあたりが、やはり石油業界に限らず、どこかの業界でもきわめて企業が寡占化を遂げてきている。それから管理価格にしても、やはり業界にわずかに数社しか企業がないといふことになれば、管理価格になり得る可能性といふのは十分ある。そういつた業界をつくらせてきたといふのが——業界をつくらせてきたといふ言い方は少しオーバーかもしれませんが、的確ではないかもしれませんが、そういつた経済体質になつてきた。これはいまの税制、法人税のあり方、これは塚田委員からいろいろと御指摘がありましたが、それから租税特別措置法のもろもろの特別措置、こういつたものがやはり大きな要素になつてきているんじゃないか、こう思つておられます。

その意味で、主税局長、短期的な金融政策、財政政策の失敗のみならず、その基盤となつてくる産業界の寡占化、これに対して税制が果たした悪い意味での役割、これはかなり大きいんじゃないか、こういつた認識に私は立つておられますか。

○高木(文)政府委員 各般の問題がからんでおりますので、なかなかむづかしいわけではございませうけれども、おっしゃる通りに、いろいろな原

因がからんでおりますが、その中の一つに、産業構造の問題、それからいつも申し上げます金融の調達方式の問題というふうな問題があるうかと思ひます。

その現在の産業構造なり金融のあり方の問題に關連して、税制がもう少し何か配慮すべき点があつたかどうかといふ点でございませうが、これはにわかには税だけでいろいろやるのがむづかしいわけではございまして、そういう意味での世直しのことを税に期待をされても、なかなかそれには限界があるといふふうに考えるわけではございませう。

税の中にその責めの一端を負うべきものがあつたか、その点、私はいま先生のお話を承りまして、こういう制度になるほどこういふ点で悪かつたといふすぐ思ひつくものがないわけではございませう。しかし、そうだからといつて、もう少し他の諸施策、産業構造なり金融なりの問題とひつくるめて何らかの対策がとられてしかるべきもの、これは今日までの問題もありませうが、今後の問題としても考えていかなければならぬ問題がいろいろあるように思つてございませう。

なかつた、それは法人税の仕組みの問題と關連した問題がいろいろあるうかと思ひます。したがつて、それには今後法人税の仕組みの問題を考えますときには、いま御指摘のような点への影響、どういふ仕組みをとればどういふふうに影響していくかといふことをよく考えていかなければならぬといふふうに考えるわけではございませうが、これはきわめて広範多岐の問題でございませうので、それでは具体的にどうしたらいいのかといふことについての見解を持つという段階にまでは至つていないといふことでございませう。

○佐藤(親)委員 私も、いま局長が言われましたように、経済体制ができるまでに税だけでチェックできると思つておられません。いま臨時利得税にするか、このインフレ利得をどういふふうに取り除くかといふのを各党話し合つ中でも、きわめていろいろ問題がある。そういつた意味では、

金融のように、ある程度公定歩合の上げ下げによつて、あるいは窓口規制によつて、あるいは預金準備率の引き上げによつてといったような量、質、そういった意味での窓口の数が非常に少ない金融政策ですと非常にやりやすい部分があります。税といふのはそういう面ではかなりやりにくい、これも私は理解できるわけでありませう。

私が申し上げましたのは、やみカルテルが行なわれる、あるいは価格が現状では実際の需給バランスではなくて、管理価格になつてゐる。これはやはりその業界で二社なり三社なりが、販売においても、生産においても、ほとんどのシェアを占めてゐる。公正取引委員会の白書によるまでもなく、あらゆる業界が大体そうなつてきてゐる。そういつたところに、私は、やみカルテルの問題にしても、管理価格の問題にしても、問題があると思つてゐます。

では、なぜそういつた業界の中に二社なり三社なり、事実上それによつて価格がきめられてしまふような経済体制ができるかといふと、やはり法人税、租税特別措置法の持つてゐる役目といふか役割りといふのが、大きな役割りを果たしたと私は思ふのです。

あとからもう少しこまかくお伺いをしますけれども、たとえば、先ほど塚田委員からも御指摘がありましたが、資本金別に実質的な法人税の負担率といふのを見ると、百億円以上の資本金となると、三〇〇程度にしか現実にはなつていない。これはもつと別のこまかい数字を私はあとからお伺いをしますが、大蔵省の昨午出された資料によつても、百億円以上の資本金の企業といふのは、表面税率は法人税三六・七五といふことになつておりますけれども、実際は三〇〇、あるいは統計のとおり方によつては二十数%しか負担をしていないんだといふ数字もあるわけでありませう。

そういつたことからいへば、いまの法人税、租税特別措置といふのは——租税特別措置について、私は、私も事実をあげて、中小企業にも表面上は法律上はきくようになっておりますけれども、現実

にはなかなかそれが使い切れていない、こういった現状についてもまたあとでお伺いしますが、そういった意味で、法人税、租税特別措置法の法のあり方自体が、大きなものはますます税法上有利な立場に立って大きくなり、そして中小企業はある程度現状維持かさらに圧迫をされていく、そういう意味で、業界においても大きなものはますます大きくなって市場を寡占化させていく。事実上業界によっては二社か三社で、実際にはもうそれしか業者がない、企業がなくなっている状態になっておる。私は、そういった経済体質になってきたからこそ、やみカルテルなり管理価格なりという現在の物価の問題、いわゆる金融の問題、財政の問題を除いた価格問題というのはあるのだと思うのです。そういった意味で、法人税と租税特別措置法というものが、今日までのこのインフレをもたらしただけの原因の中ではなく大きな要素を持っているのだ、こう私は思うわけでありますが、この見解についていかがお考えでございますか。

○高木(文)政府委員 問題は二つあると思うのでございます。一つは、鉄とかその他電気とか、そういういわゆる基礎産業についてはかなり意識的に産業奨励措置をとってきたということではないかと思ひます。それはやはり非常に競争による被害、壊滅状態というところから立ち直る場合に、まず経済復興が必要であるが、そのためには産業復興が必要である、そしてその中でも基礎産業の体質を強化することが必要であるという認識のもとに、二十年來の産業政策が進められてまいりましたので、租税政策においても、そういう見地を進められてきたことは事実であると思ひます。

法人について配当課税制度があるということの意味は、やはり資本の大きい企業——資本の大きい企業というのはいくつかある企業かといふと、いわゆる大企業の中でも固定資本をよけ要する企業ほど自己資本をみずから調達するものがなくてはならぬ。短期資金は金融的に調達ができますけれども、長期資金は金融では調達できませんから、増資をして資本調達によってやっていかなければならぬというところでございますので、そういう固定設備を要する基礎産業ほど資本が大きい、その資本の大きい企業については配当を課税するというようなことでおわかりいただけますように、事実問題としてそういう基礎産業に対してかなり優遇的な仕組みになっておったことは事実でございます。それがもうすでに日本の経済がここまで来ましたが、いまやそれをだんだん直していこうという雰囲気の方にあります。

租税特別措置についても、ある意味では、それを意識してそういうことをしてきたということもいえるわけでございます。それをいまや時代が変わってきたから順次取っ払っていくというところで、ここ数年來、主として輸出に関する租税特別措置を整理いたしましたり、重要産業用合理化機械等特別償却制度をやめることにいたしましたり、さらに今回また税率を上げることにより、その際初めて配当課税税率を上げることになりました。前回三六・七五のときには基本税率だけは引き上げましたが、配当課税税率は直していませんでした。今回は配当課税税率を含めて直すことにいたしましたわけでございます。そのことは、方向としては佐藤委員御指摘の方向に向かっているというところではないか。

ただ、第二の問題として、先生御主張の中において、やはり規模の大きいことからいろいろ弊害を生じておる、したがって、規模が大きくなるということについて何らかの意味において抑制的であるべきではないかというのを背後にお持ちになった御質問がございましたが、その点についてはいろいろ議論があるわけでございまして、規模の大きいものが節操なくいろいろなことをすることになりますと、いろいろ弊害をまき散らすということになるわけでございますけれども、一面やはり規模の大きいことによるメリット、たとえば収益が結果的には少なくても済むという面がございまして、

資本収益率が低いということで証明しておりますように、資本の大きい企業が必ず利益が大きいというわけではないわけでありまして、むしろ資本の大きい企業は利益が相対的には小さいという実態を考えますならば、そういう規模の大ききというものが経済的な産業なり全体に害を流すのみであつたかというところ、そこには、いろいろ議論があるところではなからうかと思ひます。

税のサイドでは、そういった問題、企業の大きさとその産業界に及ぼす影響の功罪というものを今後広く御議論いただいた上で、また次のステップの税のあり方の問題に入っていくかなければならぬわけでございますが、今日までのところは、少なくとも多少傾斜がついておりました。つまり、優遇がそういう基礎産業に向いておりましたものを取っ払って、何というか、全部平等といひますか、白紙にしたというところまでが今日の過程でございます。今後はどちらに向かうべきか、これが大いに今後の世の中一般の御議論を注視してまいりたいと思ひわけでございます。

○佐藤(親)委員 基礎産業について、確かに意識的に奨励策をとってきた。これは戦後復興経済の中でやむを得なかつたことだし、ある意味では、私も必要なことであつたと思ひます。ただ、それがあつた程度、日本の戦後の経済をずっと見てみますと、あるいは税制の中でも、いまだに何か続いているのじやないかという気がしてならないわけですね。

そこで、確かに日本は国際競争力がついたりうけれども、どうもそれは、ちょうど暖房のきいた部屋の中で裸になつて、おれは強いんだぞと一人で張り切っているみたいなのではないか、実際に外のはんどうの——虚弱体質がほんとうの強い体質になるというところと違ふのじやないかという気がするわけですね。その意味では、今後は国際的には何といつても日本は貿易立国ですから、その面ではほんとうの意味での国際競争力というのをつける方策、それはある意味では過保護のいろいろな優遇措置というものを取り払っていく方向でほ

んとする国際競争力をつけていく必要があるだろうと私は思ふのです。

それから、二番目の問題ですけれども、確かに規模のメリット、スケールメリットというのは、私は必ずしも否定するわけではないわけですね。しかし、問題はやはり限度の問題になるうかと思ひます。いまの管理価格の問題あるいはカルテルが簡単に行なわれやすくなっている情勢というのは、やはり規模の効果——規模の効果もある程度のところまでは規模の効果を持てますけれども、そこからは、いま局長は大きなものはそれほど収益があがっていないと言われましたけれども、しかし、さらにそれが独占化が進んでいけば、いずれはもうその市場はわがものというところで、実際には単独で管理価格をきめて、超過利潤を取り得るような状態になり得るというところで、私は規模のメリットについて否定するものではないと思ひますけれども、これはやはり節度ある大きさにチェックをしていかなければならぬものだと思います。

いま局長のおことばの中にあつた企業の節操とあるいは社会的責任ということがいまよく言われているわけですが、私は実はあまりこのことを信用しないわけでありまして、資本主義でありますから、必ずこれは利潤を最大にするように、市場を占拠する方向に向かつていつも企業というものは動いているわけでありまして、単に社長の個人的な社会的責任とかいふものに依拠してはいるものではないかと思ひます。私にはこれに對して抑制的に働くような税制というものはこれから考へていかなければ、私は現在の悪性インフレ、つまり、市場において数社しかもう存在をしないというような中で管理価格がきめられ、そしてやみカルテルが行なわれて物価のつり上げが行なわれるというような現状の悪性インフレについてチェックはできないのじやないか、こういうふうに思ふわけでありまして、重ねてその辺の御見解をお伺

はふえてまいりました。産業的なものはほとんど据え置きでございますので、このところの率はあまり動かないのではなからうか。むしろ百億円以上の資本金のものの特別償却がだんだん落ちてまいりますから、この率は、この部分は減ってくる。よつてもつて、資本金百億円以上のところの実質法人税負担率は相当上がつてまいることにならうか。相当と申しますのは、一割ぐらい上がつてくることにならうか、そして一億円以下のところはまあまあ横並びかあるいは少し上がるかというぐらいの感じではなからうかというふうに思ひます。

○佐藤(親)委員　ちよっと、私は昨年もらった資料と数字がどうも違うような気がするので、またあとでお伺いをしますが、昨年の資料ですと、たしか百億円以上のほうが一億円以下よりも実質税負担というのは低くなっていたように思っている……

○高木(文)政府委員　それは六欄です。

○佐藤(親)委員　六欄ですね。こういうことですから、いまのように六欄で見て資本金一億以下が三三・五、一億円以上百億円未満が三三・〇、百億円以上が三〇・一とこういう負担率になっておる。これはちよつと中間が、一億と百億の間が出っぱっている。この四十六年の実績では出っぱっているのはひとつ問題があると思いますが、とにかく百億円以上のほうが少なくとも四十六年の資料を見る限りは負担が少ない。

それから、私もあとでお伺いしますが、たとえば試験研究費の税額控除、こういったものも現実には中小企業はなかなかこれが適用されてない。こういう現状から見ると、私はいまの実質負担を見ても、今度配当輕課についても二%上げ、留保分についても三六・七五から四〇に上げたというところで、その面では確かに若干なりとも、一割程度上がってくるとは思いますが、しかし、まだまだ大きな企業のほうが実質的な税負担としては軽いものになっていくんじゃないか。その辺で、私は、いまの税制というものを今後福祉税制

に変えなければいかぬという観点に立つて見ると、まだまだ足りない部分がたくさんあるのではないか、そういうことで現状のインフレとあわせてお伺いしたわけであります。

その延長の問題として次の問題に入りたいたわけでありませうけれども、いままでの税制は、いま局長からお話がありましたように、やはり高度成長、輸出第一、国際競争力をつける、こういった意味で、私たちのことばでいえば、大企業優先の経済政策からくる税制だったと思うのでありますけれども、今後は何も税制に限らず、国民福祉を中心にした税制、国民福祉を中心にした経済政策

に転換をする時期に來ている。これを私に言わせれば、ある意味ではあたりまえのことと、われわれはもうずっと前からそのことは言っていたので、昨年が福祉元年だなどというのはおかしいわけでありますけれども、今後の経済政策が、老後の生活とか医療、社会保障の充実とか、あるいはインフラ弱者に限らず、政治的な弱い立場にある人々、身体障害者の方々とか、そういったハンデドイキャップを負った方々を優遇する政策、税制、これに変えていかなければいかぬということについては、この原則論については、局長もお認めにならると思いますが、いかがでございますか。

上のところが一番大きく上がり、まん中が二番目に少し上がり、左の資本金一億円以下のところは、これは少し上がりましようけれども、上がりの方があまり大きくないというかっこうになってくるわけでございます。そうして次の六欄のところ、三二・五、三三・〇、三〇・一、この欄のところは、四欄の特別償却の金額が輸出の奨励措置その他の整理が働いてまいりますから、この三四・四と三〇・一の差額、これが小さくなっていくと思うわけでございます。よつてもつて、本年度の法人税の改正まででこのところが変なふうな形に逆転をしておるといふ姿が、大体今度の法人税の改正と昨年度までの特別措置の改正によりまして常識的なところになっていく、なだらかに資本金の大きいほど負担が大きい形になっていくということにならうかと思ひます。

そこで、ただいまの御質問に対するお答えでございますが、福祉の時代になっていけばいくほど、さらにこの傾向を強めていくべきではないかというお考えにつきましては、大きな方向はそういうことであろうかと思いますが、その際ひとつお考えいただきたいのは、やはり国際化が非常に進んでおりますから、法人税負担のあり方というのは国際競争との関係で考えなければならぬわけでございますので、この率がどんどん上がる

らないのであって、簡単にこの税率の水準を上げてもいいということにはなかなかなりにくいのはなからうか。ただ、同時に、資本金一億円以下のところあたりについて、その後いろいろ考えられました特別償却制度や準備金制度がきてまいりましたようから、その様子を見ながら、なおこの資本階級別のバランスを考えて、福祉にふさわしいものにしていく必要があるというふうに考えるわけでございます。

○佐藤 観 委員 どうも初めから、私があれしないうちから、あまり法人税率を上げてはいかぬという答弁のほうが先で、まだそこまで話はいつていないので、チェックするほうがどうも先のようにありますが、局長の前半の御説明については、今度の改正について確かにそういうことなんでしょうけれども、私は現状のインフレになった原因の中に、過去の四十六年の数字を見ても、実質負担率というのは百億以上が低いわけでありますから、そのあたりのことが積み重なってきて市場の寡占化というものをもたらし、そして現在の悪性インフレになったのではないかというふうに見る一つの考えを言っているわけでありますから、まあ四十六年度ぐらいまでの数字でいいのだと思うのです。今度の改正の話は、これは大体わかります。

私は、ことばで簡単に福祉政策あるいは福祉税制というけれども、もう少し福祉税制の本身、福祉税制とは一体何だろうかということを詰めていかなければいかぬのではないだろうかと思うのです。福祉税制ということばはいともおかしなことです。福祉税制というところば、われわれが考えていることばのようではありませんが、われわれが考えていることばというのは、ある意味では過去からずっと言ってきたこととそれほど変わるわけではないので、弱者についてはもう少し税における優遇措置があるのではないかと、あるいはもっとも社会保障なり社会福祉についての財政措置をすべきではないか。そうしたら資金はと言うから、これはもう少し法人税から取るべきではないかと、そういった意味からいえば、何も私たちの言っていること

は、福祉税制といっても実は目新しいことではないのではないか。これをやっとな政府側がこの二、三年になって、やはり世論の高まりの中で認めざるを得ないようになってきた。そして、昨年初めて福祉元年だといってやっとなみたものの、インフレで福祉どころの騒ぎではなくなったというのが現状だと思ふのでありますけれども、一体、福祉税制というのはどういった中身なんだろう、その辺のところは局長はどういうふうにお考えになりますか。

○高木(文)政府委員 福祉のもとにおいて税制がいかにあるべきかということについては、非常にむずかしい問題だと思ひます。私は、福祉というのは、歳入面と申しますか、税の面でいろいろふうをする余地というのは基本的にはあまり多くないのでないか。全体として福祉財源を調達するために、税全体の水準をどこへ持っていくか。例の国民所得に対する税負担の割合が、四十九年度では一九・九ということをやっとな予定しておりますが、その水準をどこへ持っていくかという問題が一番問題でございまして、それぞれの税制の仕組みにおいてどのようにしたらよろしいかということよりは、やはり税負担水準の問題がいかにあるかということでございます。

それから第二点は、福祉を実現するための財源を、一体、税で調達をしていくのか、受益者であるところの、たとえば年金であれば従業員なり雇い主なりがどのように分担していくかという、分担割合をどうきめていくべきかという問題が非常にあると思ひます。そういう意味で、私は福祉のあり方、それと財源調達のあり方、もう少し端的なことばで申しますと、社会保障と税とをどうつないでいくかということの辺で、一ぺん洗い直してみなければならぬということが、福祉時代においてわれわれの与えられた検討項目の最大のものではなからうかと思ひわけでございます。

三番目に、税の中の問題といたしましては、やはり何といひしても個人関係の税の問題、具体的には所得税なり相続税におけるいろいろあり

方の問題というのが、具体的に問題になり得る問題ではなからうかというふうに考えるわけでございます。

それから次に、本日の課題でございますところの法人税との関連で、福祉時代についてどう考えるかという問題につきましては、今回の法人税の引き上げは、ある程度国際的な税率の水準とにらみ合わせて、その水準にまで日本の法人税の水準を合わせようということできているわけでございますが、肝心のその税率の前の所得計算がどういふことになっていくかというむずかしい問題がございまして、日本の所得計算が諸外国の所得計算と比べてどういふ状態にあるかという問題がございまして、これをもう少し究明いたしませんと、日本の法人におきますところの税負担が適当かどうかということはわかりません。なかなか、その中に隠れてしまつておりますところの固定資産税、その他損金になっておりますところのものもろの税の水準というふうなものをもう少しいろいろ研究してまいりませんと、日本の法人の税負担はよくわからないということでございます。

そういうあらゆる問題を考えます場合に、そういう福祉の時代に移りつつあるという認識を十分持ちながら考えなければならぬということでございます。いま直ちに福祉税制といへば、たとえば税率をどうするのだとか、あるいは所得計算を具体的にこうするのだとかいうことの答えはなかなか出てこないのではないかと、いふふうに思つております。

○佐藤(観)委員 冒頭に述べられた税負担の問題については、高福祉、高負担ということで、このこと自体はわが党も別に反対しているわけではないのです。これは社会保障をほんとうに徹底的にやろうと思へば、大なる財源が必要で、高福祉、高負担ということ自体には別に反対をしていないわけではございません。ただ問題は、高負担のほうが先に立つて、そして負担はふえたけれども、それが自衛隊に行ったり、そのほかインフレ要因になるような経済政策に使われていくという

ことが問題なんであつて、高負担になった割合に応じて政策として弱者に予算が回っていくということならば、これは私は別に高福祉、高負担というものは決して反対すべきものではないと思ひます。

それで、いま福祉時代における税制の問題点についてお話があつたわけでありませうけれども、その前提に立つて、現状における税制の問題について幾つかお伺いをしたいと思ひわけでありませう。法人税の基本的な改正の問題については、先ほど塚田委員のほうからお話がありましたので、私はもう省きたいと思ひます。これはもう何年来とやつていふことでありますし、先ほど来の局長からの答弁は、まあわれわれにとつては不満ではあります。これは続けていてもこれだけで二時間、三時間かかつてしまふので、もうこの項目は私は除きたいと思ひます。

ただ、法人間の受け取り配当の益金不算入の問題、この問題と証券市場において個人株主の比率が低下している問題、これは塚田委員もちよつと触れられましたけれども、もう少し私はこまかに見ていく必要があるのではないかと。これは昨年の九月でしたか、田中首相自身も証券大会で、大きな柱として、個人株主が減つていふ、法人株主がきつめて大きくなつていふことで、証券市場に非常に大きな問題になつていふことを言われているわけなんです、法人間の受け取り配当の益金不算入とからんで、この問題について若干詳しくお伺いをしていきたいと思ひます。

まず、証券局にお伺いをしますけれども、最近における証券市場の個人投資家と法人株主、これとの比率は、簡単にけつこうですが、大体どういふ推移になつておりますか。

○磯辺説明員 個人株主については、大体昭和二十年の半ばごろから急に低下を続けてまいりました。昭和二十五年当時の個人株主の比率は六一・三%でございましたけれども、それが四十七年の末では三二・九%というふうになつてきております。

○佐藤(観)委員 それは四十七年の上期ですね。磯辺説明員 四十七年度末でございます。

○佐藤(観)委員 それを幾つですか。磯辺説明員 つまり、四十八年三月末が三二・九%です。

○佐藤(観)委員 ちよつと高いんじゃないですか。四十七年の下期に東京証券取引所が発表した数字では、個人株主の保有高というのには二九・二八という数字が出てくるんじゃないですか。三〇%割つた、たいへんだというのでやつた覚えがあるのですが……。

○磯辺説明員 正式の発表では、四十八年三月末の三二・九%でございます。

○佐藤(観)委員 まあ大体個人株主が三割、それから法人、もちろんこまかくいへば外人株主もありませうけれども、そういうものをいれて残りは大体七割、三対七という比率に大体なつたということであるわけでありませうけれども、この個人株主の比率が低下した、逆にいへば、法人株主のシェアが証券市場においてたいへん大きくなつたといふことであるという悪影響があるわけでありませうけれども、どんなようなことがいま考えられますか。

○磯辺説明員 証券市場の面から考えますと、やはり流通面におきましての公正な価格形成に非常にマイナスが出ておるといふことがまず一つだろ

うと思ひます。それから、また企業側で見ますと、いわゆる系列化等が進み、それから法人相互の持ち合い等が進みますと、どうしてもそこで企業間の公正な競争というものが阻害される。それから企業自身で申し上げますと、やはり法人間の相互持ち合いといひますのは、法人の資本充実の原則から考えまして非常に問題があるうか、かように考えております。

○佐藤(観)委員 一時、証券界では法人株主即安定株主である、こういう神話のようなやつになつていて、とにかく法人に持つてもらいたいといふことが非常にいわれていたわけでありませう

れども、このことについては証券局としてはどう
いう考えを持っていらっしゃるのですか。

○磯辺説明員 やはり資本取引の自由化というこ
とが叫ばれて、各企業はいわゆる企業防衛の
ためといいますが、安定株主工作ということで、
法人間の持ち合いが非常に進んだわけでございま
す。これは先ほど申しましたように、証券市場に
とりましては非常にマイナスな面がむしろ多いの
ではないか。浮動株が少ないということは、今後
の増資につきましてもやはりいろいろ問題があり
ましようし、公正な株価形成についても問題があ
る。それから先ほど申し上げましたけれども、資
本充実の原則の点からも問題があるというふうな
ことで、行き過ぎた法人間の持ち合い、つまり裏
を返しますと、個人株主の減少の問題は、今後の
資本市場にとつてはたいへん大きな憂慮すべき問
題であろうと考えております。

○佐藤(銀)委員 これは私が冒頭に言った各業界
とも寡占化していると同じようなことで、証券市
場においても法人が株を持つ。そうしますと、大
体持つだけであまり市場に出さない。品薄にな
る。そうすると、価格形成というものがきわめて
いびつな価格形成になってくることは当然考えら
れますし、品薄になって、そしてそれによって株
価が不安定になってくれば、株式を通してのいわ
ゆる直接金融によるところの資金というものが集
まりにくくなってくる、こういうことが当然考え
られるわけでありますけれども、どうしてこのよ
うに個人株主が減って法人がふえたのか。

これはいま審議官からお話がありましたよう
に、一つは、企業自身が系列化あるいは融資系列
のような形を通して、とにかく系列化を強化しよ
うという一つのあらわれであるというふうに私も
思うわけであります。その辺がアメリカのよう
に、他の会社の株を持って資金運用にやってい
る、この辺のところと若干日本の株の持ち方とい
うのが違うように思うわけでありますけれども、
どうしてこういうふうに個人株主が、かつて三十
年の下期には半分、五〇%近くあったものが三〇

%前後というところで、証券市場ではたいへんな問
題になっているということになったのか、その辺
のところの原因についてはどういうふうな判断な
さっているのでしょうか。

○磯辺説明員 先ほどちょっと申し上げましたけ
れども、やはり資本の系列化、集中化というもの
が非常に進んできたということ、それから
資本自由化対策としての安定株主工作が進んでき
たということ、それからさらにまた、特に四十七
年度におきまして個人の持ち株比率というものが
減ったわけでございまして、やはりその背後に
は、四十七年度を中心とします過剰流動性とい
うことが、法人の資金運用というものを株式取
得に向けていったというふうなことがあるう
かと思ひます。その結果、その反作用として
かなり株価が高くなってまいりましたために、個
人がそこで株式を手放す。しかし、また株が下
らないために、あらためて新規参入するというこ
とが非常に困難になってきておるといふこともあ
るうかと思ひます。

それからさらにまた、行き過ぎた時価発行増資
といひますか、これがどうしても法人のほうに有
利に働きました。個人ではそういった高い株価で
は新たな増資に際することが非常に困難になつて
きたというふうなことがあるうかと思ひます。

まだいろいろ原因は考えられますが、やはり証
券会社自身の営業政策といひますか、あるいは
問題、さらにまた証券市場に対する投資家大衆の
不信感といひますか、こういったこともその背後
にはあるうかと思ひます。

なおまた、いわれておりますのは税制の問題、
それが法人の保有に対しては有利であるけれど
も、個人に対しては配当税制の関係で不利であ
る。あるいは株式の譲渡所得に對しては、一定
の資格要件を備えさせた個人には原則として非
課税である。しかし法人については譲渡益とい
うものは課税対象になるというふうなことで、現在
の税制といふものが、法人は保有に有利に働き、
個人には売買に有利に働く。したがって、個人株

主というものが減少してきたというふうな説もい
われております。

○佐藤(銀)委員 これは単に証券市場全体の問題
ばかりでなく、やはり証券会社の姿勢について
も、いまお話があったように、時価発行をどん
んと、当の大蔵委員会でもたいへん問題になり
ましたけれども、証券会社が発行会社のほうの立
場に立ってしまつて、証券をかうところの、所有
するほうの個人よりも発行会社寄りの業務姿勢を
した、こういうふうなことに私はやはり問題があ
つたと思うわけでありますけれども、その背後
に、やはり法人がたくさん株を持っても、支払い
配当をこえない限りは、あるいはこえても七五%
は益金に算入をしないという法人にとりましては
きわめて有利な現在の法人間の配当益金不算入と
いうのが、他にいろいろ要素もありますけれども、
これもやはり法人の持ち株を進めたプラス要
因になっているんじゃないか、私はこう見るわけ
であります。

いま証券局のほうからはそういう説があるとい
う。前にとにかく局長がいろいろのものですから、ど
うもあまり正直なことは言えなかつたんじゃない
かなと、これは私が個人的に思うわけであります
けれども、そういうことで、幾ら株を持っても一
〇%、一五%の配当といふものについては益金に
入らぬといふたいへん有利な税制といふのは――
いろいろこういう税制がとられている理由がある
ことは大体知つています。知つていますが、これ
はやはり証券市場において法人株主をきわめて大
きくした、そしていまの証券市場をきわめていび
つな形にした一つの原因になっているんじゃない
かと思うわけでありますけれども、主税局長はい
かがお考えでございしますか。

○高木(文)政府委員 そこは非常にむづかしいと
ころでございします。現在にかりに百兆の余剰資
金がある。その場合に、その余剰資金で株を買
う。そうすると、その配当は益金に不算入だから
という関係があることは事実でございしますが、もし
それを法人が金を借りてきて株を持つというこ

になりますと、その株の配当収入から借りてきた
金の負債利子を引いたものしか益金に入つてこな
いということになるものでございしますから、つま
り非常にややこしい制度になっておりますが、こ
の負債利子控除という制度があるものでございま
すから、受け取り配当の益金不算入制度というの
はそれほどにはきいていないのじゃないかとい
う感じがしないでもないでございします。むしろ問
題は、個人サイドにいろいろ問題があるのではな
いかというふうな考えるのですが、しかし、個人
サイドの問題は税では何ともならぬ問題でござい
まして、いまちょっと佐藤委員お触れになりました
ように、証券会社の姿勢といひますか、販売姿
勢の問題であるとか、それからどうも現実問題と
しては株価水準が高過ぎて、個人としてはなかなか
手が出ないという現状であるとか、そういうこ
とでそつちがうまく伸びてこないといふことあた
りに問題があるように思ひますのでございまして、い
まの株の法人への偏在の原因を税制にありといわ
れますことについては、いささか私は、あまりに
税の責任を追及される点が過大ではないか。それ
ほど税制のゆえに現在個人から法人のほうに、税
制と申しまして、この受け取り配当の益金不算
入制度のゆえに個人から法人のほうに株が移つた
といふことではないのではないかとこの感じを持
つておるわけでございします。

いずれにいたしましても、現在の益金不算入金
額といふものは、実際に法人が受け取りました配
当金額と比べますとかなり少ない金額になってお
ります。負債利子控除の関係がありまして、かな
り小さい金額になっております。手元には古い数
字しかございせんが、四十六年度で申しまし
と、欠損法人を抜きますと、利益法人が受けまし
た受け取り配当が三千八百億でございしますけれ
ども、そのうち負債利子として千二百五十億控除さ
れまして、二千五百億が益金不算入額ということ
になっておるわけでございします。そういう関係
で、負債利子の額といふのはかなり大きくなつて
おります関係がありまして、そういうことも考え

ますならば、受け取り配当の益金不算入制度というものが、株の法人所有、個人所有にどの程度まで影響を及ぼしているのかという事は、あまり強く見過ぎてもいけないのではないかと気がしてならぬのでございます。

○佐藤(観)委員　ですから、私もこれがあるために全部あれしたとは言っていないわけですよ。私の表現は、一つの理由になつてゐるのじゃないかということ、あるいは少なくとも法人が株を持つことにプラスの要因になつてゐるのじゃないかという表現であつて、私は、何でも税制のみがこれをこうしているんだというふうには言っていないわけですね。

特に、公正取引委員会が、これは商社に限つてしかまだ調べていないわけでありませうけれども、商社の株式保有制限を検討中と、これはどこまで実現するかわかりませんが、検討中ということ、いまの六大商社、三菱商事、三井物産、丸紅、飯田、伊藤忠、住友商事、日商岩井、これの株式取得は、四十七年末で、国内の上場株式で延べ数で千八百四十八社、非上場を加えると延べ五千三百九十社、六社が筆頭株主になつてゐる企業数が千五百七十七社、その年間売り上げ高は六兆二千五百億円と、六大商社だけでたいへんな株式を保有しているわけですね。こうやつて商社という企業集団がいろいろな業界に影響力を強めて、そして相互の株式持ち合いを進める。そして一カ月なり一週間に一回社長会を開いて結束を強化している。

こういうような情勢からいつても、いま時代は、こういった系列化について、私が冒頭に申し上げましたように、企業集団というものが持つてゐる悪、それが市場を寡占化している悪についてチェックをしなきゃいかぬ。その意味ではやはり株式保有の制限をしなきゃいかぬ。これにもいろいろ抜け道はあることも私は存じておりますが、そういう中では、いまの局長の御答弁でも、益金不算入額が二千五百五十億ということになるわけですね。そう大きくはないと言われるけれども、そう

小さくもない額だと私は思うのです。二千五百五十億という数字は、これはもう負債利子控除をしてからですからね。そういった意味でいくと、この配当の益金不算入というのはやはり廃止の方で考えるべきじゃないか。これはいろいろの理由があることを塚田委員に御説明があつたことも私も存じておるわけでありませうけれども、どう見ても、これからは法人間の株の持ち合い、あるいはそれを通しての系列化、企業集団化というものをチェックをしなきゃいかぬ時期に、少なくとも税制でこれを優遇をしてゐるというのは、私は、方向があつてこつちやないだらうか、こう思うわけでありませうけれども、再度御見解をお伺いをしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員　御説はよくわかるわけでございます。それで、非常にスケールの大きな企業が株を持つ、そしてまた孫会社を持つということによつて実質的に支配力をどんどん大きくしていくという事は非常に問題であるということについて、佐藤委員御指摘の感じ、私も、これは主税局長というよりは、個人としても非常にそういう感じを持つておるわけでございます。何らかの形でそういうことについての一種のルールというものがないわけではございませんが、さて、それは何らかの形で、他の法制なり何なりでそういうルールをつくらねばならぬ、税の面でも受け取り配当の益金不算入をやめるといふことにした場合には今度はどうなるかという問題を一つ考えてみますと、二重課税をどうやらやれという議論を展開いたしますとまた話は別でございますが、二重課税を回避するといふ前提に立ちます限りは、今度は支払い配当の段階で、現在の四分の一配当軽減というふうなことでなく、支払い配当を損金に入れてくれという議論を誘発いたしますわけでございます。

極端な議論をいたしまして、支払い配当をもし損金に入れるような形になつてまいりますと、配当原資だけあればそれ以上は所得を生む必要がな

いということになつてまいります。そういう形になつてまいりますと、法人税の姿がすっかり変わつてくる可能性が大にあるのではないかと、このことを心配をいたしておるわけでございます。いまから七、八年前に、税制調査会を中心にして利潤税論を盛んに議論しました当時に、一部では支払い配当の損金算入論というものが議論されたわけでございますけれども、それはとても法人税全体にとつて著しい影響があるのではないかと。現在には非常に大きな企業でございまして、きわめて具体的には製鉄会社のような大きな企業でございまして、先般、四十六年から四十七年にかけての不況のときには、資産を売りまして、あるいは株を売りまして土地を売りましてたりしましてやつと所得を出しまして、そしてそれを配当したといふような期が何期かございまして。

その場合でも、なぜその資産を売つて所得をあげたかといへば、やはり配当をしなればならぬ。そうしてその配当をすると同時に、軽減税率、すなわち基本税率よりも低いほうの税率、二六%のほうでございませうけれども、それで税が納められてくるわけでございますが、もし配当が損金に入つてまいりますと、そういう事態になりまして、土地を売つたり株を売つたりしてまで所得を捻出してゐるという企業努力をする必要がなくなつてくるというふうなことから、法人税収がさまざりになつてくる可能性があるのでございませう。受け取り配当の益金算入の結果として、もし支払い配当のほうで調整するといふことになりましてそういう問題を誘発してまいりますので、なかなか簡単にはいかない。

それでは、いさ二重課税に持つていくかといふ問題になつてまいります。二重課税に持つていくといふことになりまして、何べんでも課税になるといふことになりまして、その場合にはよほど明確な形で、何らかの企業のあり方といふものについてのコンセンサスが得られてこなければならぬといふことになり、そして子会社を持つといふと、子会社から受ける配当について課税に

なり、その子会社は孫会社から受ける配当について課税になるということであるならば、会社を親、子、孫と分けるのでなく一つにしてしまおうといふことになつて、またある意味での巨大企業を生んでくるという関係になりますので、そのころは企業の構造論に結びついてまいるわけでございますので、なかなかむずかしい議論になつてくると思ひます。受け取り配当の益金不算入が何らかの意味におきまして、いま御指摘のいろいろな問題に弊害があるといひまして、そうだからといつて簡単にやめる方向で考えたいのは、法人税全体の問題にからむ、そして産業構造全体の問題にからむ大きな問題であるといひざるを得ないのでございませう。

○佐藤(観)委員　いま局長から答弁があつたことについて、確かにいろいろの問題もあるように思ひますので、われわれのほうでもこの問題についてはさらに検討してみたいと思ひます。

その次は、ちよつと冒頭の問題にも戻るような形になりますが、先ほど大企業と中小企業、規模別によつてかなり実質的な税負担が違ふじやないか、特に大企業のほうが低いじやないかといふことについてお伺いをしたわけでありませう。これについてはいづれ三六・七五、これが四〇%になるわけでありませうけれども、これと実質税負担の乖離、この理由はわかるわけでありませうけれども、いわゆる実効税率四十%といつても、それはほんとうの実効税率じやなくて理論上の税率にしかすぎない。大蔵省の出してくるものはそういうものが非常に多いわけでありませうけれども、どうもその辺のところはびしやつかないかな。

これは慶応大学の植草益助教授の計算によりまして、若干大蔵省のほうと違ふ試算でありますけれども、大蔵省のほうは、おそらく先ほどの数字は、準備金と特別償却と海外所得控除に所得をプラスしたものを分母にして法人税額を割つたものだと思ひます。植草助教授のほうのものは、準備金、特別償却、海外所得控除、この部分を貸し倒れ引き当て金、退職引き当て金、価格変動準備

金、特別償却、これだけを所得に足して、そして法人税額を割ったものでありますけれども、これによりますと、資本金が一千万以上だと実質的な税負担が三〇・七、五千万以上だと二九・八、一億円以上だと二九・八、十億円以上だと二八・二、五十億円以上だと二六・三、百億円以上になると二一・八という数字がはじかれていくわけですね。

これは大蔵省の資料に比べて若干刻みも小さいし、それから所得にプラスするものをどこまでとるか、負債性の強い退職引当金まで含めるのはどうかとかという問題もいろいろありますけれども、明らかに規模が大きくなるに従っていろいろな社会資本を使う率というのは大きいくもかかわらず、実質的な税負担というのはきわめて低くなってくる、こういうことになっているわけでありまして、これについて先ほど局長から、だんだん逆になっていくんだ、つまり、百億円以上のほうの実質的な税負担もふやしていくんだ、こういうふうな御答弁があったように私は思うのであります、その点はいかがでございますか。

○高木(文)政府委員 先ほど塚田委員からも引用されました私が東洋経済に出しております文章の中でも明らかにいたしておりますように、ただいまおっしゃいました植草先生の検討というのは、幾つかの点で私どもの計算とは違う計算方式をとっておられるわけでございます。そのこまかい点は申し上げませんけれども、たとえば特別償却につきましては、ある年に特別償却をいたしますと翌年度以降の普通償却が減ってくるわけでございますから、特別償却のメリットというのはいわば期間損益の問題でございます。特別償却の実施額だけを計算に入れますと、翌年度以降に普通償却がよけいになるという部分が消えてしまうというようなことがございまして、そこを修正いたしましたのが私どもの計算でございます。

まだほかに、御指摘の債務性の引き当て金を全部入れておられるという問題があるわけでございます、そういう計算をすればどうなるか

ということになりますと、それはこの率とは違つたことになりまして、しかし、法人税の税率が上がりまうという点、それから租税特別措置が全体として圧縮されてまいりましたということからいたしますと、植草先生のやられた計算方式による計算をやりましても、今度の法人税法の改正とここ数年の租税特別措置の整理によりまして、方向としては植草先生ベースで計算していてもはるかに税負担がふえていくという計算になることは間違いないところでございます。ただ、私どもは植草先生の方式による計算方式は、失礼でございますけれども、あまり意味がないような感じがいたしますので、そういう計算方式に基づいてその後の改正を織り込んだらどうかという計算はいたしておりますけれども、しかし、あの方式で計算をいたしましたも、なおかつ法人税負担は相当程度高まってくる、特に資本階級別に資本の多い企業ほど高まってくるという傾向にあることは、理論的に間違いないところであると確信をいたします。

○佐藤(観)委員 どうも私はそういうふうに思えない。いや、数字はわからぬわけじゃないです。よ。〔委員長退席、浜田委員長代理着席〕

わからぬわけじゃないが、あとで試験研究費の税額控除を例にとってお伺いをしたいと思うのですけれども、その前にいままでの、少なくとも四十六年までの法人税、租税特別措置で、百億円以上、いわゆる大企業の実質的な税負担が少なかったという税制になっていったということは、私は税のいわゆる所得の再配分機能あるいは応分負担と申しますか、社会資本をより多く使うものについては税をより多く負担をせよという原則からいっておかしいんじゃないか。特に私は、またあとで数字を詰めたものをいただきたいと思うのでありますけれども、大きな企業ほど税負担が少なくなるといふことは、これは税の持っている基本的な所得の再配分機能というものをそこなうものであって、私が冒頭に申し上げたように、大きなものはますます大きくなりやすい、そういう現象を生み出すことになるのではないかと今うに思うわけでありまして、その点について、局長のお話は、今度の改正をすれば百億円以上がやはり一番実質的な税負担が大きくなってくるから、そういうことはないんだというお答えにならうかと思ひますけれども、重ねてそのあたりをお伺いをしたいと思います。

○高木(文)政府委員 すれ違いのお答えになるかもしれませんが、私はむしろ昭和三十年代から四十二、三年にかけては、むしろ意識的に基本産業、基幹産業の税負担を軽減することによって産業復興を進めてきたということであらうと思ひます。

先ほどおっしゃいました議論の中に、所得の再配分という御議論がございましたが、この点は多少私は異論がございまして、むしろそういうことよりも、基幹産業の強化をはかることによりまして、結果的には税はまたコストとなりまして、鉄なり何なり基本的な素材についての原料費を引き下げることを通じて、結果として日本の製品を安くし、そして輸出しやすくなるという方向を意識的にとってきたというふうに考えるわけでございます。したがって、企業の大小によつてそこそこ差があつても、むしろよろしいのだという意識のもとに進んできた。しかし、もうそういう時代は過ぎたというふうに理解をいたしておるわけでございます。

次に、大きな企業と小さな企業の間に差があるべきであるという御議論でございますが、そもそも法人の場合に、所得再配分という概念は、なかなか私としては理解いたしがたいわけでございます。所得税が分配をし直すためのものであることは間違いないと思いますが、これはあくまで個人の所得でございます。個人課税についての所得税であるとか相続税であるとかについて、分配のし直しということがあつたわけ、さればこそ所得税につきましても相続税につきましても、非常に急激な累進構造をとることによって、所得再配分を

はかつておるわけでございますけれども、法人について所得再配分という概念は、これはなかなか成り立たないのではなからうか。そこは法人は個人の集まりであるというところの擬制説をとるかあるいは実在説をとるかというところは別にいたしまして、かりに実在説をとりましても、法人間の所得の再配分という概念は、これは成り立たないのではなからうか。

佐藤委員の御指摘は、やはり大きな法人であればそれなりに多くの社会的な便益を得ているのだから、便益を得ている以上はそれなりに負担をすべきであるという御議論であらうかとも思ひますけれども、そういう便益論からくる問題でございます。もしならば、あるいはそういう問題があらうかと思ひます。現在まだ成立はいたしておりませんが、地方税の問題としてかねて検討いたしております、事務所、事業所税というふうなものを議論した過程のことを呼び起こしてみますと、やはり大きな建物を持つて、大きなスペースを大都市のまんなかに持つて、そして事業をやっている場合には、都市の便益というものがあつたのだから、それは負担をしてもいいではないかという議論をしたことがございまして、一体、法人の大ききによつて便益が違ふとか違ふないかという議論ができるかどうかはわかりませんが、便益論としてあるいはそういうことがあり得るのかもしれないが、しかし、私の承知いたします限りでは、一般論として、法人間において所得再配分というものがあつていいのだという議論はなかなかむずかしい議論ではなからうかという意味で、私はその御議論には残念ながら賛成をいたしかねるわけでございます。

○佐藤(観)委員 私は所得の再配分のときに、法人間なんて一度も言わないです。私たちがいま検討しているいわゆる現在のインフレに対する超過利得と申しますか、これの吸収のしかたでも、やはり非常に高額なものについては累進税率を課すべきであるという考え方に立っているのに対して、おそらく局長は、これは法人擬制説からいって、

て、法人は個人と違ふのだから累進的なものにするべきではないというお考えにならうかと思ひますが、確かに所得の再配分ということばはそういう意味では若干練れてないかも知れませんが、考へ方の基本としては、ある程度大きなものは、私が冒頭に局長と論議をしましたように、規模のスケールメリットもつけようだけれども、規模があまりにも巨大化することによる悪影響をチェクするため、あまりもうけても税で吸収されるんではないかという意味で、累進税を法人税にも適用せよというのがわが党の主張であります。そういった意味で、これからの福祉税制の中でやはり底分の負担を大きなものにはしてもう必要があるのではないかと。そういった意味で所得の再配分という

研究費が企業に流れておるのでございます。日本の研究費につきましても、かなり充実してまいりましたけれども、歳出面におきます研究費というものは、原則はやはり学校の先生方の研究を中心とする研究助成費がいろいろな形で出ております。国立学校につきましても、研究所の人員費から設備費から全部見ますというふうな形もございまして、それから研究奨励金みたいなものもございまして、全くないうけではなかったと思ひますが、民間企業に委託をして研究するということについて歳出面での配慮というのは、現在の日本の歳出予算ではあまり見られてはいないわけでございます。

〇佐藤 委員 これはたとえば研究所とか試験所なんかでも専従者じゃなければ事実上はだめなんでしょう。つまり、この税法でいうところの費用というものは、技術改良とか、それから考案、発明に要する原材料、諸経費、人件費、こういうようなことがはっきり明確に掌握できる額じゃないければ引けないわけですね。この控除は原則としては中小企業にも適用され得るわけでしょう。その点いかがですか。

〇高木(文)政府委員 おっしゃるとおりでございます。研究部とかあるいは研究所とかいう名前であつて、そういうセクションがございしたならば、そういうセクションで使つておられますところの人員費から機材費、光熱水料、いろいろな実験動物の経費だとか、そういう一切のものを前提にして、その支出額を基準にしてやつておるわけでございます。したがつて、それはもちろんそういうものであれば、中小企業の場合といへども当然に適用になるわけでございますから、先ほどの東洋経済に掲載いたしました表にもありますように、資本金一億円以下の法人でも四十六年度において十一億でございます。金額は非常に少のうございしますが、税額控除は働いてはおるわけでございます。ただ、わが国の試験研究の実態が、ほとんど資本金の大きい企業は研究所を持っておりますけれども、中小の場合には持っていないということでございます。

〇佐藤 委員 そういうことで、事実上これはもう税額控除ですから、いま局長自身から言われましたように、実質的にはこれはもう補助金と同じわけですね。それが確かにこういう制度があつて中小企業もというけれども、とても中小企業が独立した試験所とか研究所なんというのを持てないわけ、たとえば名古屋のある機械製作所、資本金は大体四千八百万円ぐらいの会社ですけれども、これはアイスクリームやパンの包装機械のメーカーですけれども、すでにいままで六十数件のパテントを持っていますし、それから高速

局長はいろいろ数字をあげられましたけれども、今度の改正で百億以上の大企業については十億円以上百億円未満の企業よりも税負担は重くなるのだというふうに言われますが、たとえば試験研究費の税額控除という制度がありますね。これなんか具体的に例をとってみると、これは一つだけの例ではだめだというふうに言われるかも知れませんが、大きなものがより大きな実質的な税負担になるといふふうにはどうも思へないわけがあります。

現在、日本の民間におきます研究は、やはり何といひましても非常に大きな企業で行なわれております。関係で、この表でもおわかりのように、資本金百億円以上のところと、それから資本金一億円から百億の間のところとでほぼ全体のメリツトを分け合つておるという形になっておるわけでございます。なお、この試験研究費につきましても、少しこのメリツトが大き過ぎるということがあります。今回若干の手直しをお願いして、いままでよりはわずかに少くはありますが、辛くすることにはしておりますが、しかし、この制度はわが国におきます民間研究を奨励いたしますために有効な制度だといふふうに考へておるわけ

〇佐藤 委員 そういうことで、事実上これはもう税額控除ですから、いま局長自身から言われましたように、実質的にはこれはもう補助金と同じわけですね。それが確かにこういう制度があつて中小企業もというけれども、とても中小企業が独立した試験所とか研究所なんというのを持てないわけ、たとえば名古屋のある機械製作所、資本金は大体四千八百万円ぐらいの会社ですけれども、これはアイスクリームやパンの包装機械のメーカーですけれども、すでにいままで六十数件のパテントを持っていますし、それから高速

それから、試験研究費の税額控除の中で鉱工業技術研究組合法という法律がございしますが、そういう法律に基づきまして、中小企業の方々が税金を出し合つて研究部分についてだけ組合をつくつて研究を進めていく。その場合に企業からその組合に出しますところの会費といふことが賦課金といひますか、そういうものについては試験研究費の税額控除が働くようになっておるのでございしますけれども、この鉱工業技術研究組合法による研究制度というものが通産省の仕事、工業技術院の仕事でございしますけれども、もう一つうまく働い

てないということ、残念ながら、御指摘のように、中小企業関係の試験研究費についてせっかくの補助金制度がうまく動いていないという事実があるわけでございます。

しかし、そのことといまの歳出面での試験研究費の配慮が民間部分については非常に不十分であるということとの関連から申しますと、やはりこの制度は漸次改善をはかりながら、なお今後相当有意義なものとして考えていくべきものではないか。これは税負担の問題といたしましては明らかに相当問題のあるところでございますけれども、むしろ税負担論よりは一種の補助金論として御研究願いたい、御批判願いたいというふうに考えるわけでございます。

○佐藤(親)委員 それに關して私は具体的な事例を知っているわけじゃないのですけれども、いま言われていることは、どうもこの税額控除の規定が——税額控除の規定というよりも、試験研究費というものの規定が非常にいいもの、のだから、だいたい研究費が水増しされている、水ぶくれになっているという話がそういう関係者の間ではささやかれて、新聞なんかによれば、大蔵省の主税局もある程度認めているというようにことが書いてあるわけでありまして、その辺のところはいいかなんですか。

○高木(文)政府委員 実はこの制度は、言ってみれば、非常におおらかな面があるわけでありまして、歳出を通じての補助金でございますと、ある研究をやりますと、そのためにこういう経費がかかります、それには人間がどれだけかかります、材料がどれだけかかりますというようにことをここまかに内訳をつくりまして、要求書をつくりまして、そして予算を持っている官庁がそれを査定して配分をするというふうな経過をたどるわけでございますが、研究についてあまりこまかいことをいわないで、言ってみれば、非常におおらかに認める制度になっております。

極端なことを申しますと、その試験研究所にとめておる職員の人件費について見ますと、そこ

につとめておる職員であれば、はたして研究をやっている職員なのか補助職員なのか、またその補助職員のまた補助職員のような人なのかという問題がほんとうは出てくるわけでございますが、そこまでするも税務署が立ち入っているというものを言うことは適當でなからうということ、その研究所で使われておりさえすれば、どのような経費で置いてもよろしいということになっておるわけでございます。

そこは二つの議論があるわけでございます、研究の内容だの経費のあり方にまで一々税務署がタッチしないほうがよからうということ、そのかわりどんな研究費でも認めるというのではございませんで、前年よりも研究費がふえませんか、この税額控除は働かないわけでございますから、少しでも研究費をふやすということに対して間接的に圧力をかけるといふ形の仕組みになっておるわけでございます。

今回、実はその基準を若干辛くさせていただきましたのは、給与の上昇率が最近高いものでございまして、したがって別に特別に努力をして研究費をふやしませんでも、黙っていても人件費が増加してきますから、それで自動的にこの税額控除が働くような傾向にありますので、それを多少とも是正する措置をとったわけでございます。そこは御批判があらうかと思ひますし、われわれもときおり問題ではないかと考えることもありまされども、しかし、何としましても増加しなればだめだということに一つの大きな刺激材料がありますので、この制度でまあまあうしばらくやっていっていいのではないかとこのうふうに思っております。

○佐藤(親)委員 いまの実態面について、税務行政としての面の問題でありますけれども、この税制によつて一番恩恵を受けているのは何と云つても大きな企業、日立製作所が約八億圓ぐらゐ、新日鉄が約七億圓から八億圓近く、それから川崎製鉄クラスで約二、三億圓台だといわれているわけ、その面ではかなり実質的に税金をまけてい

という形になっているわけですね。これがいま局長のお話しにあったように、研究員の補助の補助の補助でもいいというところになりますと——中小企業なんかは事実上、われわれの耳に入ってくる、あるいは苦情を言われる税務調査というところになりますと、きわめてきびしいわけですね。

ところが、いま言つたように、実質上、研究所、試験所を持っている企業というのは数がある程度限られているわけで、それに税額控除という隠れた補助金のような形で国がめんどろを見るからには、やはりその辺の税務行政も、業種についてもそれなりに限られなければならぬだろうし、もう少しさらにこまかく、実態面は私もわかりませんが、いま局長自身からも大甘な税制であると言われたようなことは、私のように中小企業の皆さん方が税務調査に入られたときのこまかさというものを実感的に知っている身から言いますと、どうもその面でも大企業に対しては甘いといふことをつくづく感ずるわけですね。私もいま申し上げましたように、事実上どういふふうになつていのか詳しいことを知りませんが、これ以上は申し上げませんが、やはりその辺はほんとうにその研究に使われているものなのかどうなのかといふことをもう少し精査する必要があるのじゃないですか。どうも私は税務行政の面においても中小企業との差というのはきわめて大きいような気がするのですが、その辺はいいかなんですか。

○高木(文)政府委員 日本の研究所の実態というもの、先ほど申しました国立の研究機関とか、あるいは地方公共団体の研究機関とかいふものを除きますと、現実には非常に大きな会社に限られていられるわけでございます。どうもうまいぐあい中小企業者が集まって金を出し合つて研究するといふことが伸びていかないわけでございます。しかし、大会社の研究というものは、これはその研究が必ずしもその大会社の直接に製造製作している部分だけに限りませず、自動車でありました

ならば、自動車のあらゆる部品についての研究もメーンメーカーのほうで研究が行なわれているといふことがあるのでございます。そういう実態から、年間の試験研究費が何十億というオーダーになる民間研究機関がだんだんふえてきておるのでございます。

そういうものをどこまで育てていくのがよろしいか。あるところまで育てていったならば、もう税額控除というふうなことで、つまり補助金で国がお手伝いしなくてもいいではないかという議論があるいは出てくるべきかもしれない。漫然と十年も十五年も続けてそういうことをする必要があるのかどうかというあたりには、なお研究を要する点があるかもしれない。あるかもしれないが、しかし、これからは輸出奨励とかそういう形の税制をやめまして、むしろ質でもって国際的に競争していくといふことでございまして、日本はあらゆる意味において、まだまだ技術とか特許とかいふ点においては世界の先進国に比べて弱いわけでございますので、そういう角度からいたしましなれば、もう少しばらばら続けていってもいいのではないか。

さらに、ただいま御指摘の、それはかりに認めるとしても、研究所が使っている金ならば自身をよく見ないで企業の申告どおり認めているような実態になつていのはいかかかという点については、御指摘でございますので私も少し勉強をいたします。やり方を考えてみるということについては、佐藤委員のサゼスチョンに従つて少し勉強してみたいと思ひます。

○佐藤(親)委員 この制度の今後の問題なんでありまして、昨年の九月の新聞記事でありますけれども、通産省のほうは、今後もこれを続けてもらいたい、そして特にその額について、試験研究費の増加分に対する税額控除も延長する一方、控除比率を引き上げてもらいたいといふことが第一点。それから、いわゆる海外との技術交流、これについての同じような控除制度をつくつてもらいたい。それから、現在は技術輸出の振興をはかる

ための技術取引に対する控除制度があるわけですが、これを海外との技術取引についても所得控除の制度をつくってもらいたい。

こういった内容の要望を通産省は大蔵省にするのだというように報道されていたわけでありすけれども、この辺のところはどうなっているのか、この制度の今後の方向というものについて考えをお伺いしたい。

○高木(文)政府委員 その問題は、先ほどお手元にあります資本金階級別法人税負担割合の表の第五欄にありますところの技術等海外所得の特別控除の問題でございます。この技術等海外所得の特別控除制度と申しますのは、たとえば工業所有権を外国に売りましたという場合について、その七割を所得控除する。著作権を譲渡いたしました場合には、その収入金額の三割を所得控除する。それからもう一つのコンサルティング業務につきましては、収入金額の二割を所得控除する。ただし、そういうものを全部総合いたしましたとして、当該企業の当該事業年度の所得の五割が限度である、こういう仕組みになっております。

それで、それによる減収は、そこにありますように、四十六年当時は、現在の制度よりも少し広くなっております、たしか四十八年度でございましたが七年度でございましたか税制改正で現在は縮小しておりますが、四十六年度当時はなおいま申し上げましたもののほかにいろいろ認めておりました関係で、かなりの大きなメリットになっておきことは、その表でござらんとおりでございます。

この制度につきましてはただいま御指摘の新聞報道は、若干新聞報道に誤りがありまして、海外にいろいろ技術の売り場には現在でも所得控除の制度があるのでございますが、技術を国内で売り場した場合にもそれを特別控除の対象にしてほしいというのが、四十九年度の通産省から私どもへの御要求であったわけでございます。要するに、物をつくって売る、あるいはサービスを

売るといふのでなしに、知恵を売るといふことについて何かもう少しメリットがあるようにしたらどうか、どうも日本はそういうものについての見方が不十分だから、それを認めてもらいたい、Aの企業が考え出した知恵をBの企業に売ったという場合にも、それは品物を売った場合と同じではないかぬので、何か奨励制度として認めてほしい、したがって、ただいま申し上げましたように、現行制度では海外に工業所有権等売った場合に限定してありますのを、率は低くてもいいから国内に売った場合にまで広げてくれ、こういうことであったわけでございますが、どうもそれはいかかというところで、本年度は制度を改めることはいたしません、従来どおりということにして、通産省の御要求はお断わりをしたという経緯がございます。

○佐藤(観)委員 その次に、これは本会議でも質問をしたわけでありすけれども、いわゆる海外投資等損失準備金の問題です。

これは前段を言うまでもなく、日本の外貨保有が急激に減ってきたわけでありす。今後、原油価格の値上がり、こういったもので大幅に日本外貨保有高はまた危機にさらされるだろうというところを見越してみますと、田中内閣ができて以来、急激に海外投資が行なわれていた。まさに過去十年間に匹敵するくらいのものが一年間に出ていっている。それは当然、外貨保有高の長期資本収支の大幅赤字となって出てきているわけでありすけれども、やはりこれは、田中首相が東南アジアを回って、日本の海外進出というものがアジアの平和にとっても、あるいはその当事国の経済にとってもたいへん大きな問題になっているというところが事実としてあるという形で証明をされたというふうに思っております。

そういう意味で、この日本企業の奔流のごとく出ていく海外進出、これを背後で助けている海外投資等損失準備金というものは、もう一回改める必要があるんじゃないか。それは海外投資をすること自体にすでにいろいろの問題がある。これは

韓国との問題で、金大中氏事件が起こったときにも問題になったわけでありす。その問題と同時に、日本の外貨保有の問題として問題がある。福田大蔵大臣は、為替管理でやるから海外投資等損失準備金は変えなくてもいいのだということでありましたけれども、このことについて主税局長はいかがお考えでございますか。

○高木(文)政府委員 先般、予算委員会でもその問題を委員から御指摘がございまして、その後もなお引き続き省内においてもいろいろ議論をいたしました。

それで、この問題についてどのように考えるべきか。まず一つは、こういう為替事情にございませう関係上、海外投資を縮めるべきかどうかということが一点でございます。一方におきましては、資源とか、そういう問題との関連上、やはり海外投資を続けるべきではあるけれども、しかしながら、直接投資の中には必ずしもわが国にとつて喫緊のものではないと思われるものもあるではないか、まあ適切かどうかはわかりませんが、土地投資であるとか、それから観光事業を海外において行なう、具体的にはホテルを海外に建てる、そういうような仕事を一体どんなやるべきかどうかという問題でございす。

一時は、実はわが国の外貨準備高が急増をいたしましたこととの関連で、一昨年の暮れぐらいたったから昨年この海外投資をたいへん奨励いたしたわけでございますが、ちよつと行き過ぎの面もありす、それからまた外貨事情がすっかり変わってまいりましたので、今後は少し抑制ぎみに進めていこうということになっております。

ただ、わが国の海外投資は非常にさびしい状態にあるわけでございます。たとえば日本の輸出をアメリカの輸出と比べてみますと大体六割ぐらいい、アメリカの輸出を一〇〇として日本の輸出が六〇ぐらいいなっております、それからアメリカの輸入に比べて日本の輸入というのは三分の一ぐらいいなっておりますが、海外投資の残高は十

五分の一ぐらいいかないという現状でございす。アメリカは御存じのように、非常に積極的にヨーロッパ投資をやった国でございすから、これを先例にするわけではございせんが、いずれにいたしましても、日本のような国の場合に物の輸出に片寄り過ぎという傾向がありますので、やはりそう直に海外投資を押えるということについてはいかがなものであるかということ、その辺の手綱の締め方につきましては、国際金融局を中心にしていろいろ御意見もございすので、今後慎重に運用してまいりたいということになっております。

さて、その場合に税制との関連なのでございす。確かに海外投資損失準備金の残高、これは最近かなり急激にふえてきておるのでございす。しかし、為替の面でコントロールいたします場合には、どういう投資であるかということがある程度質的にコントロールすることが可能でございす。たとえば石油とか鉱物資源であるからよろしいとか、不動産であるからよろしくないとかいうことを審議するのによろしいのか、それともむしろ為替の面で審議するのによろしいのかというところを検討いたしました結果、やはり為替の面でコントロールすることが適当であろうということ、役所の中で大抵意見が一致をいたしました。

その運用につきましては抑制ぎみにやっていきたいと思います。それは国際金融局で、海外投資についてのいろいろな為替管理法上の申請がありました時点におきましてコントロールしてまいりましょうということになりました。税のほうでいま一々審査をするということにはしない、したがって、税制としては特別にそれは変えないということに、いまのところは大抵合意をいたしております。

○佐藤(観)委員 どうもその辺が、またIDAの審議のときに少し徹底的に審議をしなければいかぬと思うのですが、たとえば、いま局長のおことばの中に投資残高がアメリカの十五分の一だ、こ

の辺は別に私は何もアメリカと比べて低いからといってどうということはないし、むしろ問題を起さないんじゃないかと思うのです。その話の前に、海外投資等損失準備金という制度が海外投資をするにあたってきわめて有利に働いている、また海外投資をかなり促進をした。簡単にいえば、たとえば非常に有利な場合、その利益を国内に置かないで海外に投資すれば、その相手国によつては十分の一あるいは半分、こういったものを準備金として積み立てられるというように、利益を一つは海外に投資をしてメリットを得るとして税の繰り延べができるという法上は準備金として税の繰り延べができるというきわめて有利な措置である。そういった意味では、この海外投資等損失準備金という制度は海外投資をするにきわめて有利な条件である。

先ほど私は、法人株主、個人株主の話で、いわゆる法人間の受け取り配当益金不納入の問題を論議しましたが、あれは確かに何もその益金不納入のみが個人株主に減ったという理由じゃないというところは私も申し上げたとおりでありますけれども、この海外投資等損失準備金というものは、いま申しました二面の意味で海外に投資ができる、しかも、それは経理上国内でも利益を——利益というか海外で起こり得る損失というものを補てんしてくる、会計上見てくれる、そういう面では、海外投資、日本の海外進出にきわめて有利な、逆にいえば、海外に日本企業が進出する条件はこれが非常に大きなものであるという認識に立っているわけでありまして、その点はお認めになるのですか。

〔浜田委員長代理退席 委員長着席〕

○高木(文)政府委員 この制度はかなりメリットが大きいと思ひます。ただ要は、海外投資をどの程度促進すべきやということに尽きるのではないかというふうに考えるわけでございます。戦後今日までの間、だんだんだんだん輸出を伸ばしてまいりました。資源の足りない国としては、輸

出でやつていく以外にないということとでどんな輸出をしていった。輸出一本できたわけでございますが、あまり輸出一本でいくよりは、たとえば海外に自動車工場をつくるか、あるいは海外に製材なり製鉄なりの工場をつくるかという形で、物で輸出をするのでなくて、資本で輸出をしていくということが今後の日本の国際経済にとつては望ましいのではないかと、単に資源の面だけでなくて、そういう点があるのではないかと考えられるわけでございます。私も、十分な評価は私どもだけではできませんけれども、相当海外に企業が進出をして外で物をつくるということの意味が大きいのではないかと考えておるわけでございます。

そういう前提に立ちます限りは、なるほど現在の〇〇%、五〇%、一〇%の準備金制度は甘いかもしれませんが、しかし、大体、海外で仕事をいたしました場合には、後進地域の場合には非常に政情が不安定であるというような問題がまず一つございまして、それから先進地域の場合等におきまして、やはり先方の風俗、習慣等に慣れをしておいて、そして工場がスムーズに動くまでには相当時間がかかるわけでございますから、したがって、五年間準備金を積みまして、そして五年後、次の五年間に均等で取りくずしていくという制度は、つまり、まずまず五年間は収益が全く期待できないだろうというのを前提に仕組まれているわけでございます。そういう程度のメリットがなければ、明らかに投資をいたしたとしても直ちに何の見返りもない期間が相当あるという現状からするならば、まあものは考えようと思ひますか、それほど甘い制度だともいえないのではないかと考えております。ただし、月曜日に御提出申し上げることにしておりますけれども、租税特別措置の中で海外投資損失準備金の占めるウェイトは、最近急激に高まってきたと見えます。そういう状況からいいますならば、なおこの優遇措置があまり過大におちいらないようには、いわばよく見ていかなければならないと考えております。

ます。
○佐藤(親)委員 この問題はきわめて内容のある重大な問題だと思ひので、いずれまた福田大蔵大臣が当委員会に見えたときに、海外投資というものが、日本の企業進出というものが、一体どこまで承認されるべきであるかという問題について、さらに私は、いま局長が言われたような内容について突っ込んだ議論を一度しなければいかぬと思ひます。

それと同時に、この時点でお伺いしておきたいことは、先ほどの局長の御答弁では、税のほうは当面はいじらぬ、現実には為替管理でやっていると、それで、具体的に選別、これは融資じゃないですから、選別窓口管理みたいなものでして、窓口規制のような形で、土地の投資とか観光事業とか、こういったようなものについては為替の窓口で規制をしていくということのようでありまして、それは私が冒頭に申し上げましたように、この問題に二つの側面があつて、一つは日本の海外進出というものが、田中首相が東南アジアを回られていろいろ暴動に近いことまで起こつた。もちろんいろいろ内情を聞いてみますと、日本の問題ばかりじゃない部分もあります。それもありまして、その問題と、もう一つ私は、外貨の保有高の問題、この二面から問題があると思ひます。為替で事を処理しようというものは二つの問題の後半の部分、つまり、いま外貨保有高が百二十億ドルぐらゐに減つてきた、かつては百九十億ドルあつたのに急激に減つてきた。しかも、今後とも外貨保有高は減つていく可能性がきわめて大きい。そういう意味で、当面はとにかく為替で処理をしていくというふうなままの御答弁を御理解してよろしくございしますか。

○高木(文)政府委員 これは本来、国金局のほうからお答えをしなければならぬ分野が相当あるわけでございますが、いまから五年ぐらゐ前から例のニクソンショックの前後を通じて、資本の自由化、輸入の自由化ということに精力的に取り組んでまいつたわけでございます。これは資本

の自由化という場合には二面ございまして、海外のよその国が日本に投資をしていくという場合の資本の自由化と、こちらから向うへ出ていく場合の資本の自由化とあつたわけでございます。いずれにいたしましても、品物の自由化問題と並んで資本の自由化問題を今日まで相当積極的に推進してまいつたわけでございます。

それに加ふるに、昨年一年間におびただしく為替事情が変化をいたしました。外貨準備がふえるというふうな事情になり、外貨準備があまりふえるというところが国際的に非難を受けるようなことがございました。大体、相当積極的に海外投資を進めたのは事実でございます。その場合に外貨で持っているのがいろいろか、それとも海外に投資をいたしまして海外における資産という形で持っているのがいろいろかということについては、いろいろ議論のあるところでございます。単に外貨なりそういう通貨で持っていることだけがメリットではなくて、資産という形で持っているということにも大いに意味があるわけでございます。このように海外投資は一斉にやめてしまふというふうなことではないほうがよろしいのではないかと、ただ、いかにも外貨事情がこういう事情でございますから、よつてもつて、その外貨事情をならみながら、長期資本収支の姿をならみながら適切に運用していきたいというのが、現在の国際金融局の考え方でございます。

これはいまちよつとお触れになりましたように、一種の選別融資的なことが現実にはできるわけでございますので、税制とダブルチェックにする必要もなからうということで、いまのところは国金局でその質的調整をしていってほしい。ただし、それは国金局の立場といたしましては、資本の自由化ということについての国際的なおつき合ひもございしますので、そこらあたりはどういうふうな運用していくか、細目は私からお答えする能力を持ちませんけれども、いずれにいたしましても、外貨事情等も考え、かつ長い諸外国とのおつ

き合いも考えながら、適切に運営していこうという方針で省内の意見は固まっておるわけでございます。

○佐藤(規)委員　そろそろ時間のようであります。前半の部分については、まだまだ産業優先の税制が色濃く残っておる。これから後半の部分に入ると、福祉税制、福祉二年目だというけれども、税制ではまだまだ全然そこまでいってないという点について指摘をしようと思ったわけでありますが、だいぶ時間もおそくなりましたので、きようはこれまでにさせていただきます。

○安倍委員長　次回は、来たる十二日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会

